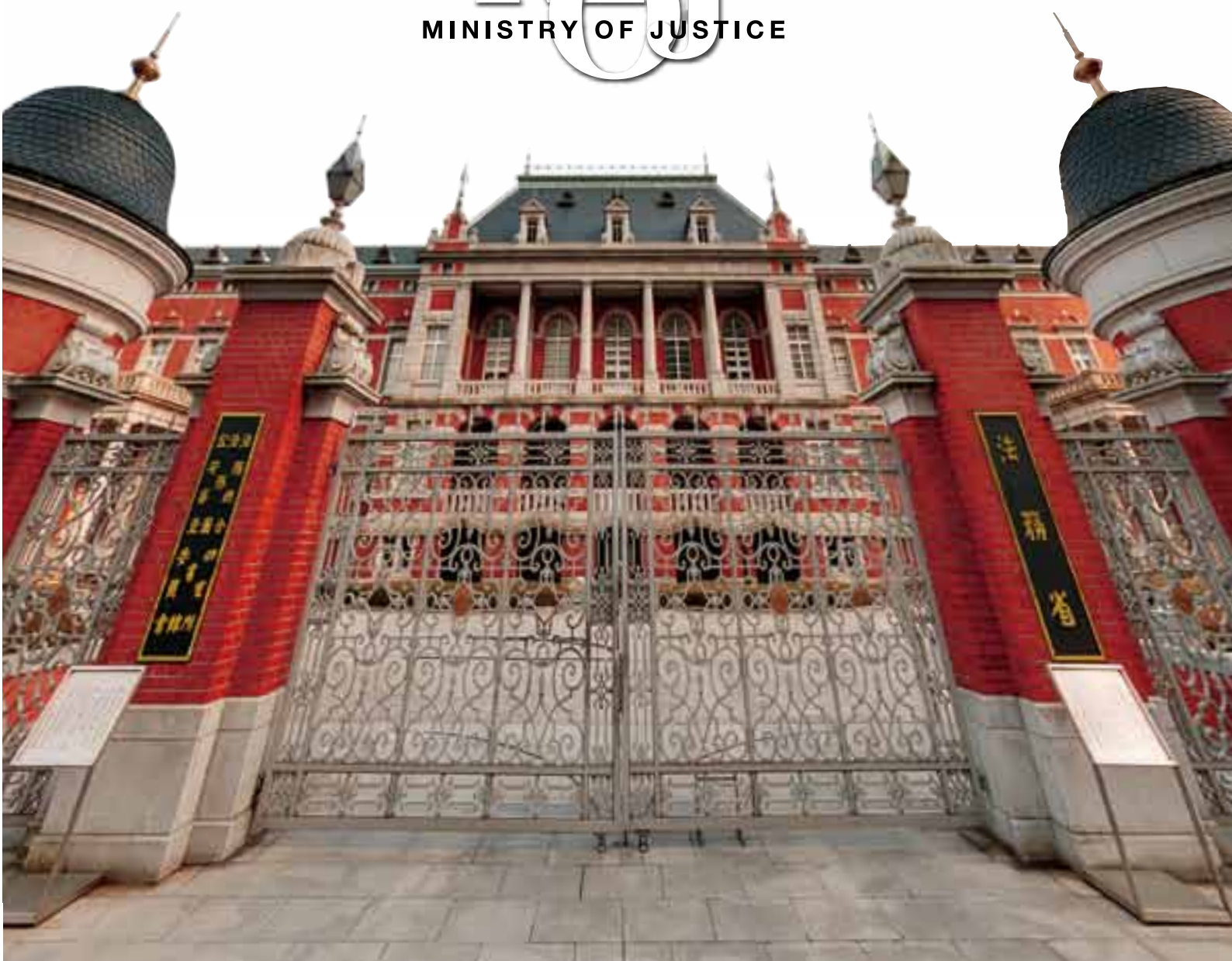


法務省

2010

平成 22 年版

MOJ
MINISTRY OF JUSTICE



法務省は、皆さんと身近につながっています。

私たちが社会生活を営んでいくためには、ルールが必要です。
親子・兄弟などの親族関係の整理・登録や、
家に安心して住むことができること、
頼んだ材料が手に入れられることなどが、
きちんとルール付けられていなければなりません。
また、他人を傷つけたり、物を盗むような行為をした人が
きちんと処罰されることも、この社会を保つために欠かせない仕組みです。
法務省はこのような社会における基本的なルールを定めるとともに、
そのルールがきちんと守れるような司法の基本的な仕組みや、
刑罰を受けた人の社会復帰を援助するための制度、
登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっています。
また、出入国が適切に行なわれるようにすること、
人権が尊重されるよう努めたりすること、さらに、社会の安全を守るために
必要な調査等を行うことなども、法務省の大事な仕事です。

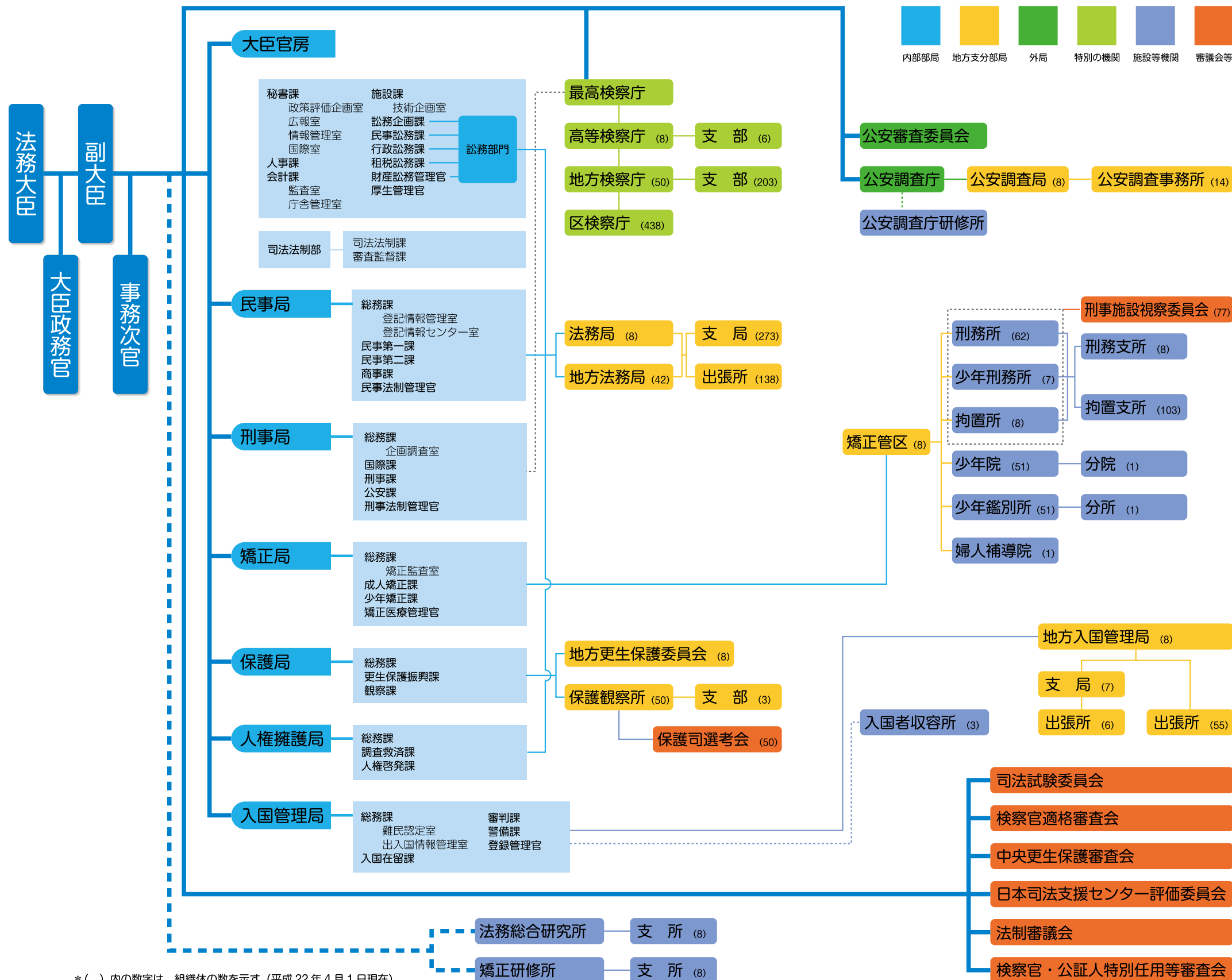


CONTENTS

- 1 はじめに
- 3 法務省の機構と沿革
- 5 法務省の組織と予算
- 7 基本法制の整備など
- 8 その他の法令の整備など
- 8 心神喪失者等医療観察法に基づく処遇の実施
- 9 適正な刑事政策の遂行
 - 9 成人による刑事事件の流れ
 - 12 少年非行の処理
 - 15 更生保護とは
- 17 国民の基本的な権利の実現のために
 - 17 登 記
 - 17 戸 籍
 - 18 国 籍
 - 18 供 託
 - 18 公証制度
 - 19 人権擁護
 - 21 法律サービス関連
 - 22 日本司法支援センターを中核とした総合法律支援制度
- 23 日本人と外国人の出入国管理
- 24 外国人登録
- 24 難民の認定
- 24 国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理
- 25 特別の機関・外局・施設等機関
 - 25 検 察 庁
 - 27 公安調査庁
 - 28 公安審査委員会
 - 29 法務総合研究所
 - 30 矯正研修所
- 31 重点的な行政課題
 - 31 司法制度改革の成果の定着
 - 32 裁判員制度
 - 33 総合法律支援の推進
 - 33 法教育の普及・発展
 - 33 法令の外国語訳の推進
 - 34 民間紛争解決手続業務の認証制度の適正な実施
 - 34 法制度整備支援等の国際協力の推進
 - 35 再犯防止施策
 - 36 犯罪被害者等の支援
 - 37 治安の回復
 - 38 適正かつ円滑な出入国管理の実施
 - 39 行刑改革
 - 39 人権擁護施策の推進
 - 40 民事基本法制の整備
- 41 法務省庁舎の歩み
- 43 法務史料展示室・メッセージギャラリー
- 45 資格試験・採用試験について
- 47 法務省の主な月間及び週間行事

法務省の機構と沿革

機構



* () 内の数字は、組織体の数を示す（平成 22 年 4 月 1 日現在）

沿革

法務省の前身は戦前の司法省であり、裁判所の監督などの司法行政事務を含む広範な法務・司法に関する事務をつかさどっていましたが、昭和22年5月3日新憲法とこれに伴う裁判所法の施行とにより、裁判所は司法省から分離され、裁判所関係の事務は最高裁判所の所管に移されました。翌年の同23年2月15日法務庁設置法の施行により、司法省は廃止され、新たに法務庁が発足しました。法務庁は性格的には政府の最高法律顧問府として、法務全般をつかさどる新しい官庁として設置され、従来の司法省所管の事務のほか、新たに従前の内閣法制局の事務とされていた法令案や条約案の審議事務、司法制度・内外の法制などの調査研究のほか民事・行政に関する争訟に関する事務や人権擁護に関する事務などが所管とされました。

その後、昭和24年6月1日の行政機構改革により、法務庁は法務府と改称され、内部部局がそれまでの5長官16局制から3長官11局制に簡素化されました。

続く昭和27年8月1日の行政機構改革により、法務府は法務省と改称され、機構の大幅な整理が行われました。すなわち、総裁・長官制は廃止され、他省の長と同様に法務省の長は法務大臣とされ、その下に事務次官が置かれました。同時に、法制に関する事務を所掌した法制意見第一局ないし第三局を再び内閣に移管し、大臣官房のほか、民事局、刑事局、矯正局、保護局、訟務局、人権擁護局、入国管理局の7局制となりました。

平成13年1月6日からは、中央省庁等の再編により、訟務局や六つの課の廃止、審議会の整理統合などの組織改編が行われ、大臣官房のほか、民事局、刑事局、矯正局、保護局、人権擁護局、入国管理局の6局制に変わりました。

法務省の組織と予算

組織のあらまし

大臣官房

(秘書課・人事課・会計課・施設課・訟務企画課・民事訟務課・行政訟務課・租税訟務課・財産訟務管理官・厚生管理官・司法法制部)

法務行政を円滑に運営するための各部局間の総合調整のほか、次のような事務を行っています。
○刑務所など収容施設の整備や外国の少年院などの施設整備に係る国際協力に関する事務を行っています。

(施設課)

○国を当事者とする民事訴訟及び行政訴訟などの争訟事件を進行しています。また、地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人の民事訴訟及び行政訴訟のうち、国の利害に関係があると認められるものも、求めに応じてこれを進行しています。

(訟務企画課、民事訟務課、行政訟務課、租税訟務課、財産訟務管理官)

○司法制度に関する調査研究や法令案の作成、法令・判例や法務に関する資料の収集・整備・編さん・刊行、法制審議会の運営、法務図書館の運営、法務史料展示室・メッセージギャラリーの運営、法務省の所掌事務に係る統計に関する事務、総合法律支援に関する事務、法教育に関する事務、法務大臣の認定により弁護士資格を得る者についての認定に関する事務、外国法事務弁護士に関する事務、債権管理回収業の許可・監督に関する事務、民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務を行っています。

(司法法制部)

民事局

登記、戸籍、国籍、供託、公証、司法書士、土地家屋調査士の各制度に関する企画・立案等の事務、さらに民法、商法、民事訴訟法など民事基本法令の制定・改廃に関する法令案の作成などの事務を行っています。

刑事局

刑法、刑事訴訟法などの刑事法制に関する企画及び立案に関する事、検察に関する事、犯罪人の引渡しや国際捜査共助に関する事などの事務を行っています。

矯正局

矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)の保安警備、作業、教育、鑑別、医療、衛生など被収容者に対する処遇に関する事務、矯正に関する法令案の作成に関する事務、矯正施設の組織・運営に関する事務、国際受刑者移送法に関する事務などを行っています。

保護局

更生保護に関する事務として、矯正施設に収容されている人の仮釈放等に関する事務、保護観察に付された少年、仮釈放等になった人、保護観察付執行猶予になった人などの保護観察に関する事務、犯罪予防活動に関する事務、更生保護における犯罪被害者等施策などを行っているほか、恩赦(国家が特別に刑を軽減したり免除すること)、心神喪失者等医療観察法に基づく地域社会における処遇等に関する事務などを行っています。

人権擁護局

国民の基本的人権を擁護するため、人権侵犯事件の調査・処理、人権相談、人権尊重思想の啓発活動などに関する事務を行っています。地方の実施機関として、法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課が置かれているほか、全国の市町村(特別区を含む)に、法務大臣から委嘱された人権擁護委員がいます。

入国管理局

日本人や外国人の出入(帰)国審査を始め、日本に在留する外国人の管理、外国人の退去強制、難民の認定や外国人登録に関する事務を行っています。

法務省定員(平成22年度)

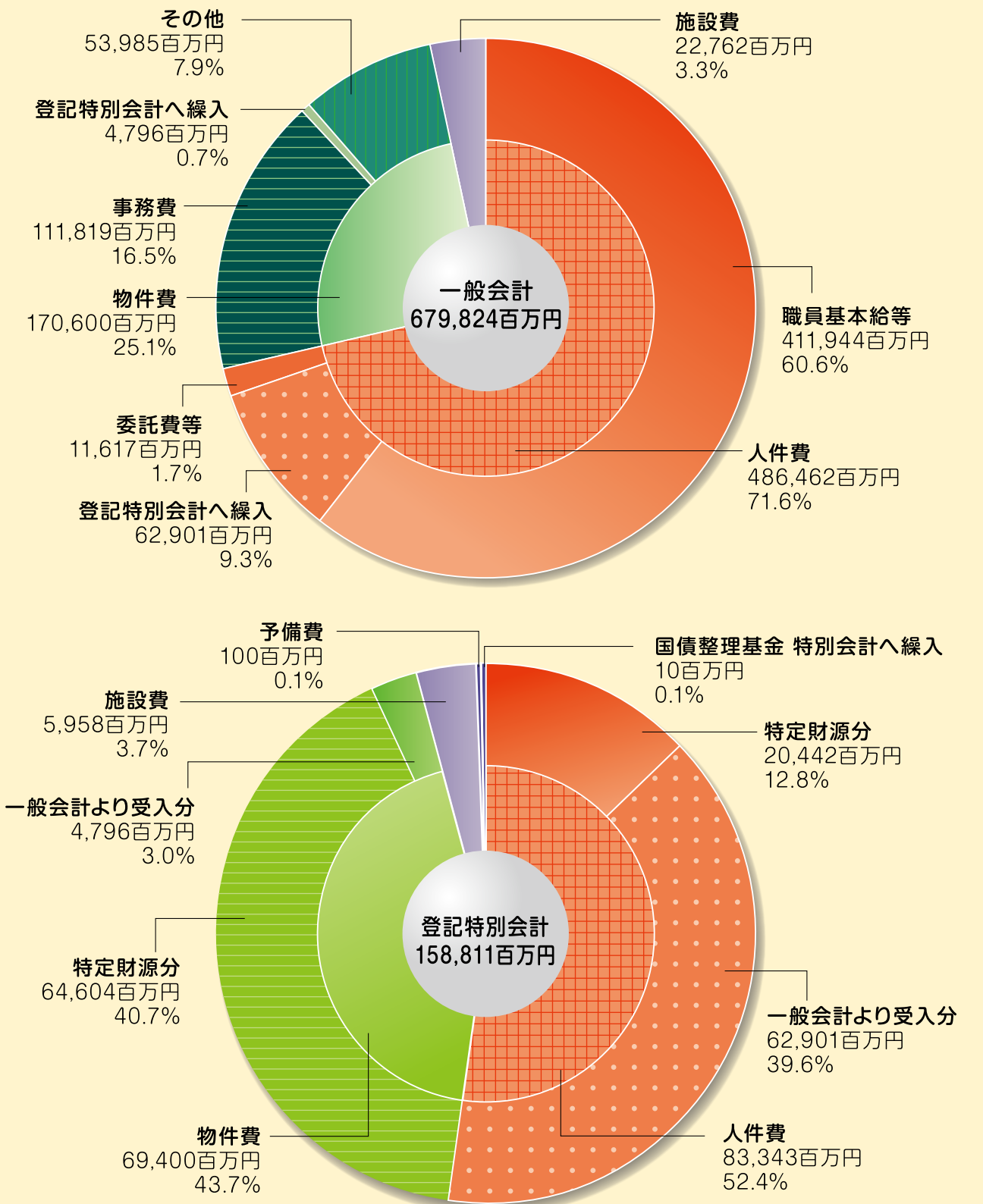
機 関 名	法務本省	807
	法務総合研究所	85
	法務局	9,792
	検察庁	11,802
	矯正官署	23,046
	更生保護官署	1,610
	地方入国管理官署	3,588
	公安審査委員会	4
	公安調査庁	1,532
	計	52,266

(注) 法務本省には、特別職を含む。

法務省の予算

平成22年度における法務省所管の予算額は838,635百万円(一般会計679,824百万円、登記特別会計158,811百万円)で、一般会計のうち約72%が人件費です。

なお、登記特別会計とは、登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理するものです。



基本法制の整備など

民事に関する基本法制の整備

(民事局)

近年における社会・経済情勢の変化、国民の意識の多様化などに伴い、これまで社会を動かしてきた様々なシステムの見直しが求められており、民事に関する基本法律（民法、商法、民事訴訟法など）の果たす役割は、より一層重要になるとともに、従前にも増して、その見直しが強く求められています。

そこで、法務省では、民事に関する基本法制を新しい時代の社会にふさわしいものにするよう、数多くの立法課題に特に力を入れて取り組んでいます。

まず民法関係では、平成12年4月からの新しい成年後見制度のスタートに引き続き、同14年には区分所有建物の管理の適正化及びその建替えの実施の円滑化等を図る「建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同15年には、担保法制を現代社会に一層適合させ、また権利実現の実効性をより一層高めるため民法、民事執行法等の改正を行い、同16年4月から施行されました。

さらに、平成16年には、企業の資金調達の円滑化を図るための「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」と、個人保証の適正化等を図るための保証制度の見直しを行うとともに第1編から第3編までを平仮名・口語体の表記に改める「民法の一部を改正する法律」が成立し、同17年4月から施行されました。

平成18年には、信託法制の現代化を図る「信託法」が成立しました。

また、平成19年には、金銭債権の取引の安全や流動性を確保するための電子記録債権制度を創設することを内容とする「電子記録債権法」が成立し、同20年12月から施行されました。

商法関係では、最近の社会経済情勢の変化への対応等の観点から、会社に係る各種の制度の在り方について、体系的かつ抜本的な見直しを行うとともに、商法第2編、有限会社法等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成することを目的とする「会社法」が平成17年に成立し、同18年5月から施行されました。

また、平成20年には、保険契約に関する商法の規定を全面的に見直し、新たに「保険法」が成立し、平成22年4月から施行されました。

民事訴訟法関係では、司法制度改革の一環として、民事裁判の充実・迅速化を図るための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」及び離婚訴訟等の人事訴訟の家庭裁判所への移管等を目的とする「人事訴訟法」が平成15年に成立し、同16年4月から施行されました。

また、平成16年には、民事訴訟手続等における申立てをインターネットを用いて行うことを可能とすることや、民事執行の手続をより合理的かつ迅速なものとするなどを目的とした民事訴訟法、民事執行法等の改正を行い、同17年4月から施行されました。

さらに、平成19年には、証人尋問及び当事者尋問において付添い、遮へい及びビデオリンクの措置を可能とする民事訴訟法の改正を行い、同20年4月から施行されました。

倒産法関係では、平成11年には主に中小企業等を対象とした再建型の倒産処理手続である「民事再生法」が、同12年には個人債務者が利用しやすい新たな再建手続の創設などを内容とする「民事再生法等の一部を改正する法律」と国際倒産に関する「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」が、同14年には経済的に破綻した株式会社の再建を図る倒産処理手続である「会社更生法」が、同16年には基本的な清算型の倒産処理手続である「破産法」がそれぞれ制定され、また、同17年に制定された「会社法」では、株式会社についての清算型倒産処理手続である特別清算の手続の見直しがされました。

国際私法関係では、法例中の国際私法規定を全面的に見直し、時代に即応し諸外国の新しい国際私法ルールと調和がとれた規定とすると同時に、名称を改めると共に平仮名口語体に改めることなどを内容とする「法の適用に関する通則法」が平成18年に成立しました。

平成21年には、我が国の民事裁判権が外国等に及び範囲を規律する「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」が成立し、同22年4月から施行されました。

刑事に関する基本法制の整備

(刑事局)

刑事司法は、国民の社会生活における秩序を守るための基本的な制度で、これに関する法令についても、社会や国民の意識の変化などを踏まえて、不断に見直しを行っていく必要があります。特に、近時は、国際化の進展、科学技術の発展、経済活動の大規模化・複雑化など、刑事司法の在り方を考える上で、重要な変化が見られます。

法務省では、刑法、刑事訴訟法、少年法などの刑事に関する基本法令が、これらの変化に対応し、時代に適合したものとなるように、必要な検討や見直しを行うとともに、他の省庁の主管する法令案で罰則の定めのあるものの立案に際して、刑事政策や検察権行使などの観点から意見を述べるなどしています。

最近の立法の主な例として、平成11年に、組織的な犯罪に対処するために処罰を強化し、通信傍受制度を導入する等の法整備が、同12年に、犯罪被害者保護のため、公判廷で被害者の意見陳述を認める等の法整備が、同13年に、クレジットカード等の支払用カードの偽造に関する罪及び危険運転致死傷罪を新設する刑法の改正が、同15年に、日本国外で日本国民が一定の重大犯罪の被害を受けた場合の国外犯処罰規定を新設する刑法の改正が、同16年に、刑事に関する共助条約を締結するため及び国際捜査共助等の円滑な実施を図るための国際捜査共助法等の改正や、殺人、性犯罪等の凶悪・重大犯罪の法定刑の引上げや公訴時効期間の延長等を内

容とする刑法及び刑事訴訟法の改正が、同17年に、国境を越えた人身売買行為等に適切に対処するため、人身売買罪の創設や、略取・誘拐罪の法定刑の上限の引上げ等を内容とする刑法等の一部改正が、同18年に、窃盗罪等に罰金刑を新設する等の刑法等の一部改正や、一定の要件の下、財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産等である犯罪被害財産の没収・追徴を可能とし、これを当該事件の被害者等の被害回復に充てるための法整備が、同19年に、自動車運転過失致死傷罪の新設

等を内容とする刑法の一部改正や、部分判決制度の創設等を内容とする裁判員法等の一部改正、いわゆる触法少年に係る事件の警察の調査権限の整備等を内容とする少年法等の一部改正、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設等を内容とする刑事訴訟法等の一部改正が、同20年に、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のための国選弁護制度の創設を内容とする法整備や、被害者等による少年審判の傍聴制度の創設等を内容とする少年法の一部改正が、それぞれ行われました。

法制審議会

法制審議会は、上記のような民事法、刑事法など法務に関する基本的な事項について、法務大臣の諮問に

(司法法制部)

応じて調査審議する諮問機関であり、基本法制の整備を進めていく上で重要な役割を果たしています。

基本法制の周知 ―「法の日」

(大臣官房秘書課)

法務省では、民法、刑法などの基本法や司法制度などを所管する立場から、国民の皆様には法を尊重することの大切さについて理解を深めていただくために、最高裁判所、最高検察庁、日本弁護士連合会とともに、種々活発な啓発活動を実施しています。

「法の日」とは、昭和3年10月1日に陪審法が施行され

たのを受けて翌年から10月1日を「司法記念日」と定められたことに由来し、法を尊重し、法によって基本的権利を擁護し、法によって社会秩序を確立する精神を高めることを目的として、同35年6月24日、閣議了解により「法の日」として定められたものです（巻末「法の日週間」参照）。

その他の法令の整備など

司法制度関係

裁判所の組織、権限、定員、管轄区域、裁判官の報酬、検察官の給与、司法試験に関する法令、さらには、弁護士、外国法事務弁護士に関する法令の整備を行っています。また、法的紛争の解決に必要な情報やサー

ビスの提供が受けられる社会を実現するための総合法律支援法や、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律も、当省の所管となっています。

(司法法制部)

各種統計資料の作成

(以上のような) 法令整備などと併せて、法務省の所掌事務に関する統計資料（法務統計）の作成も行っています。

法務統計には、法務局で取り扱った登記の件数などに関する民事統計、検察庁で取り扱った刑事事件の受理・処理状況などに関する刑事統計、刑務所・少年院などの矯正施設に

おける収容状況などに関する矯正統計、地方更生保護委員会や保護観察所で取り扱った犯罪者・非行少年の更生保護事件などに関する保護統計、我が国における出入（帰）国者などに関する出入国管理統計などがあり、年報及び月報を法務省ホームページ等で公表しています。

(司法法制部)

心神喪失者等医療観察法に基づく処遇の実施

心神喪失又は心神耗弱の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するための新たな処遇制度を創設する「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が、平成17年7月に施行されました。この法律に基づき、入院決定（医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定）を受けた者は、厚生労働省所管の指定入院医療機関に入院して専門的な医療を受け、その間、保護観察所は、その者について、退院後の生活環境の調整を行います。また、通院決定（入院によらない

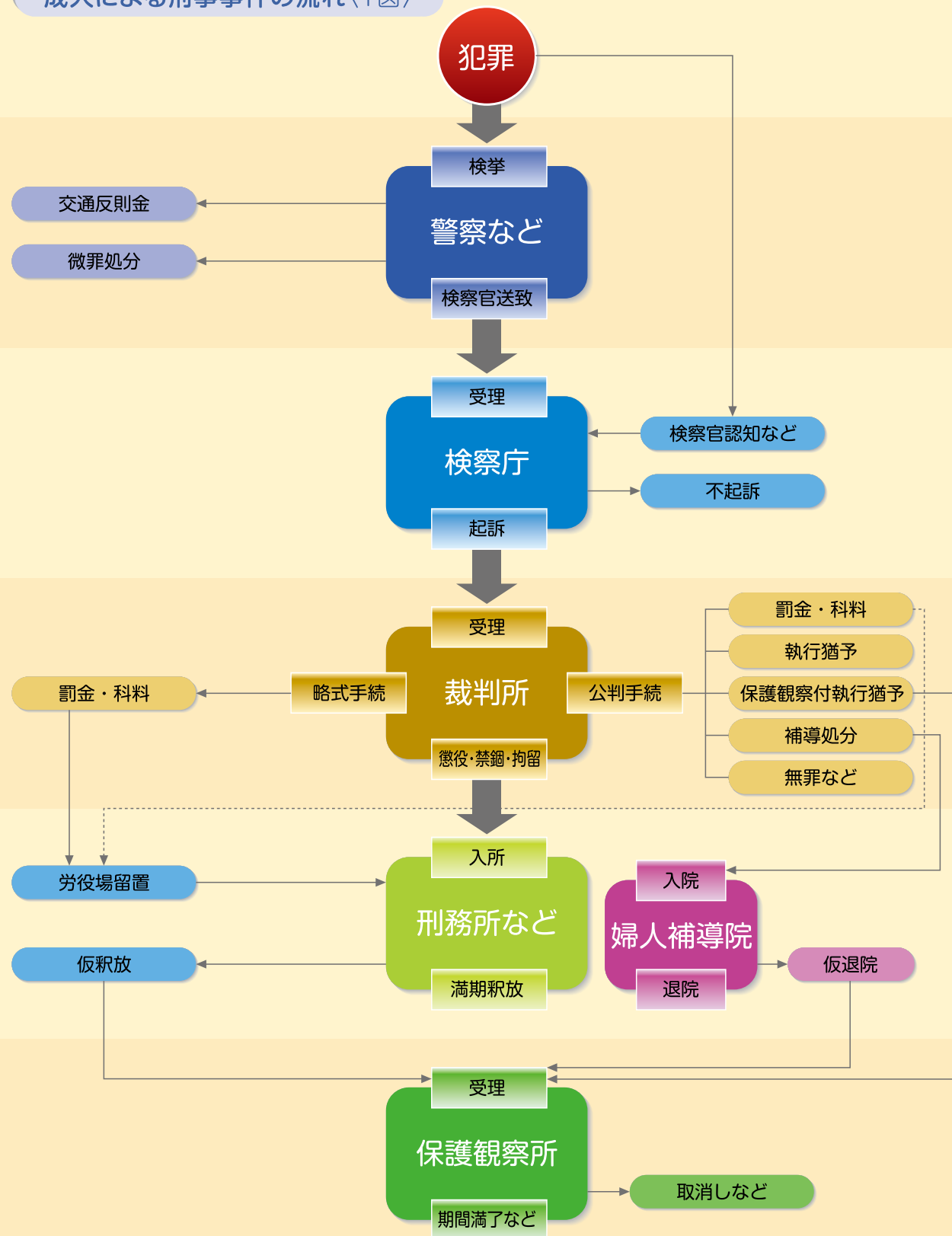
医療を受けさせる旨の決定）を受けた者及び退院を許可された者は、原則として3年間、厚生労働省所管の指定通院医療機関による医療を受けるとともに、保護観察所による精神保健観察に付されます。保護観察所には、専門スタッフとして、精神保健福祉士の有資格者など同法の対象者の社会復帰を促進するために必要な知識及び経験を有する「社会復帰調整官」が配置され、本制度による処遇に従事するとともに、地域社会において関係機関相互間の連携・調整役を担うこととされています。

(保護局)

適正な刑事政策の遂行

成人による刑事事件の流れ

成人による刑事事件の流れ〈1図〉



成人による刑事事件の流れを示したものが〈1図〉です。警察などによって犯人が検挙されて必要な捜査が行われた事件は、原則としてすべて地方検察庁又は区検察庁の検察官に送致されます。

検察官は、これらの送致事件について捜査を行うほか、自らも必要に応じて事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査することがあります。検察官は、これらの事件について捜査を遂げると、証拠に基づいて犯罪の成否を判断するほか、その情状を考慮して、起訴するか不起訴処分にするかを決めます。

100万円以下の罰金や科料に相当する比較的軽い事件については、被疑者に異議がなければ、簡易裁判所に起訴され、略式手続による書面審理が行われ、略式命令によって罰金などの刑が言い渡されます。それ以外の事件については、簡易裁判所又は地方裁判所などに起訴され、公開の法廷で公判手続による審理が行われ、有罪と認定された場合は、判決によって、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留又は科料の刑が言い渡されます。その刑が3年以下の懲役・禁錮や50万円以下の罰金となる場合は、情状により、その刑の執行を一定期間猶予したり、さらには、その猶予の期間中、被告人を保護観察に付する旨が言い渡されることもあります。

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮によって刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、刑の執行を通じて、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

受刑者は、刑期が満了すると、釈放されて社会に復帰しますが、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、その場合、刑期が満了する日までは、保護観察に付されます。保護観察付き刑の執行猶予判決の言渡しを受け、裁判が確定した人についても、執行猶予の期間中は保護観察に付されます。

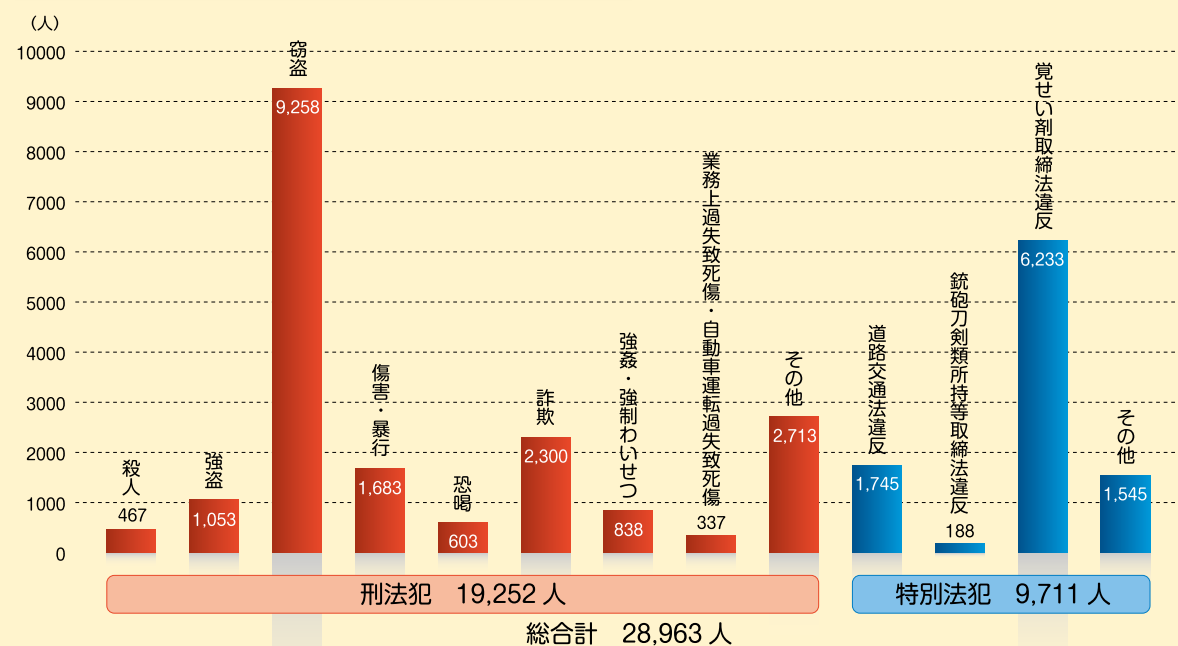
売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容されますが、仮退院が許されると補導処分の残期間中は、保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けて、改善更生と社会復帰が図られます。(→P15「更生保護とは」)



府中刑務所

罪名別新収容受刑者数 H20.1～20.12



検察権の行使についての指揮監督

法務大臣は、検察権の行使に関して検察官を一般的に指揮監督することができますが、個々の事件処理については、検事総長のみを指揮することができることとなっています。
(刑事局)

■ 検察庁の組織・運営に関する企画・立案と実施

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図るため、検察庁の組織の整備、各種事務の規定の制定、検察事務のIT化などを行うものです。(検察庁の活動については、25ページの「検察庁」を御覧ください。)

■ 国際捜査共助・犯罪人の引渡し

刑事司法分野における国際協力として、刑事事件の捜査・訴追のための証拠の提供といった国際捜査共助を実施しています。逆に、我が国における刑事事件において使用する証拠の提供要請・受領も行っています。また逃亡犯罪人の身柄を外国へ引き渡したり、外国に対し逃亡犯罪人の日本への引渡しを求めることも法務省の重要な業務です。



大阪中之島合同庁舎（大阪高等検察庁・大阪地方検察庁）

刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）

刑事施設には、懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容する刑務所、少年受刑者などを収容する少年刑務所、被告人や被疑者など、主に刑の確定していない人を収容する拘留所があります。

受刑者の処遇は、その改善更生や円滑な社会復帰を図ることを目的としています。そのため、個々の受刑者の人格特性や社会適応について科学的な調査を行い、これに基づいて個々の受刑者に適した施設に収容しています。施設においては、個々の受刑者に最も適した処遇計画を立て、各種作業、職業訓練、改善指導、教科指導などを行っています。

また、市原刑務所、大井造船作業場（松山刑務所所管）などで受刑者の開放的処遇を実施するなどして、積極的に新しい処遇方法を取り入れています。

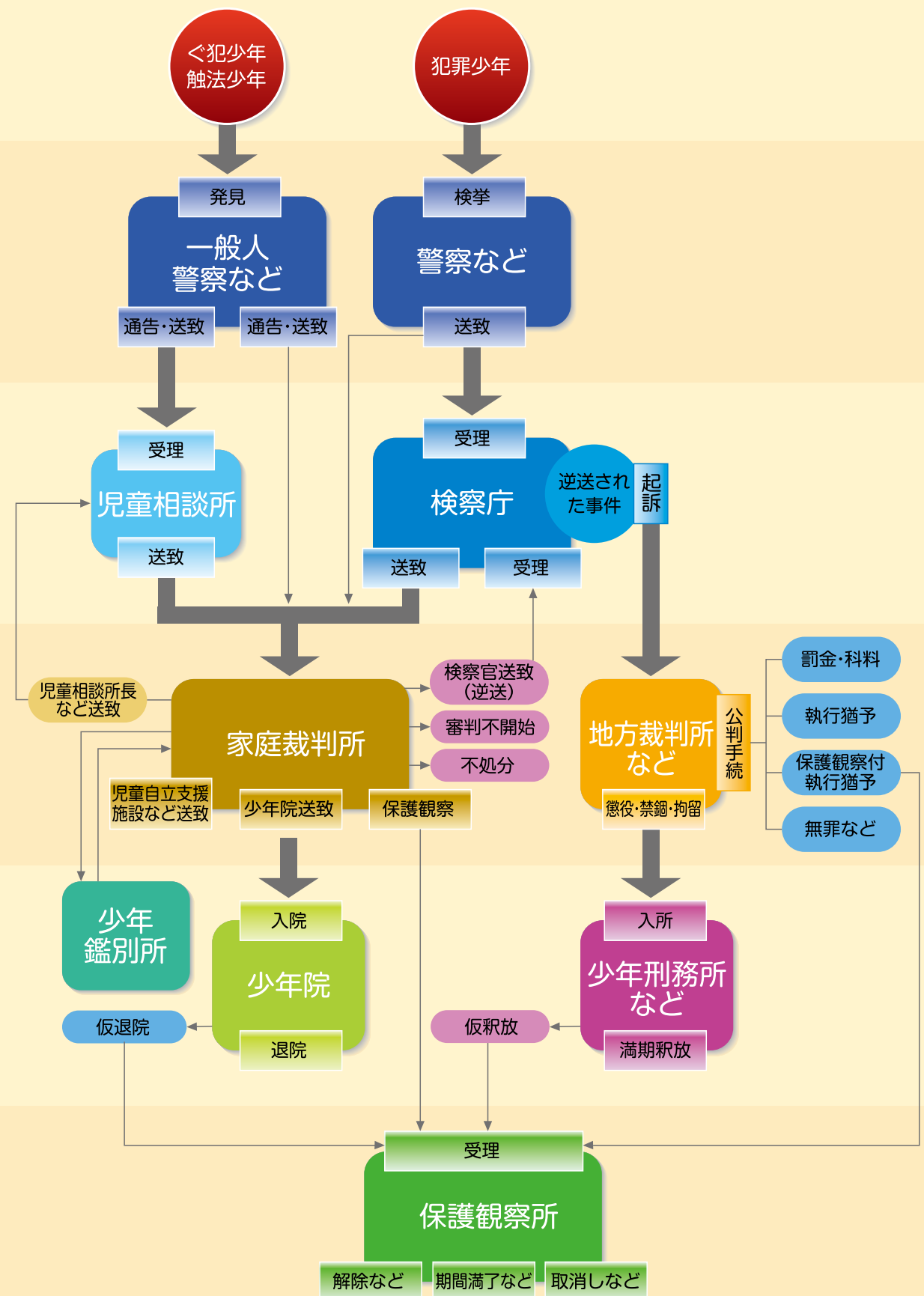
未決拘禁者の処遇は、被収容者の基本的人権を尊重しながら、身柄の確保、証拠隠滅の防止などを行うことにより、円滑な訴訟の遂行に寄与することを目的としています。
(矯正局)

婦人補導院

婦人補導院は、売春防止法違反の罪を犯したため補導処分の言渡しを受けた成人の女子を収容して、これを更生させるために必要な補導として、被収容者の特性に応じた生活指導、職業補導などを行っています。
(矯正局)

少年非行の処理

非行少年に関する手続の流れ〈2図〉



非行少年に関する手続の流れを示したものが〈2図〉です。
警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、罰金以下の刑に当たる犯罪に係る事件を直接家庭裁判所に送致し、それ以外の事件を検察官に送致します。検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があつて、保護する必要性は高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、処遇意見を付けて、事件を家庭裁判所に送致します。

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行わせるほか、必要があるときは、観護措置決定により、少年を少年鑑別所に送致して資質鑑別を行うことができます。

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づき、少年の資質鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

家庭裁判所は、これら調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。審判において、一定の重大事件で事実認定のための必要があると

きは、家庭裁判所の決定により、検察官も少年審判に関与します。家庭裁判所は、審判の結果、保護処分が付する必要があると認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行い、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

また、16歳以上の少年が故意の犯罪行為により、被害者を死亡させた事件については、原則として検察官に送致されます。事件送致を受けた検察官は、起訴しなければならいとされています。

少年院送致となった少年は、初等、中等、特別又は医療のいずれかの種別の少年院に収容され、矯正教育を受けながら更生への道を歩みます。

家庭裁判所の決定で保護観察に付された少年は、その改善更生と社会復帰を図るため、保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督や補導援護を受けることになります。このほか、少年院からの仮退院が許された場合、刑事処分が行われた結果、保護観察付き刑の執行猶予の言渡しの裁判が確定した場合、少年刑務所などの刑事施設からの仮釈放が許された場合も保護観察を受けることになります。（→P15「更生保護とは」）



加古川学園・播磨学園

少年鑑別所

少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、家庭裁判所が行う少年に対する調査、審判等のため、医学、心理学、教育学等の専門的な知識に基づいて、資質の鑑別を行っています。資質の鑑別は、面接、心理検査、行動観察のほか、必要に応じて精神医学的検査・診察などを実施することにより、心身の状態を調査・診断し、非行の原因を解明して改善更生のための処遇指針を立てるものです。

また、保護処分等の執行のため、少年院の長、保護観察所の長等からの依頼による資質の鑑別も実施しています。

なお、非行、いじめ、家庭内暴力などについて、一般の方々や学校の先生などの関係者からの相談にも応じています。

（矯正局）

少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育を行っています。

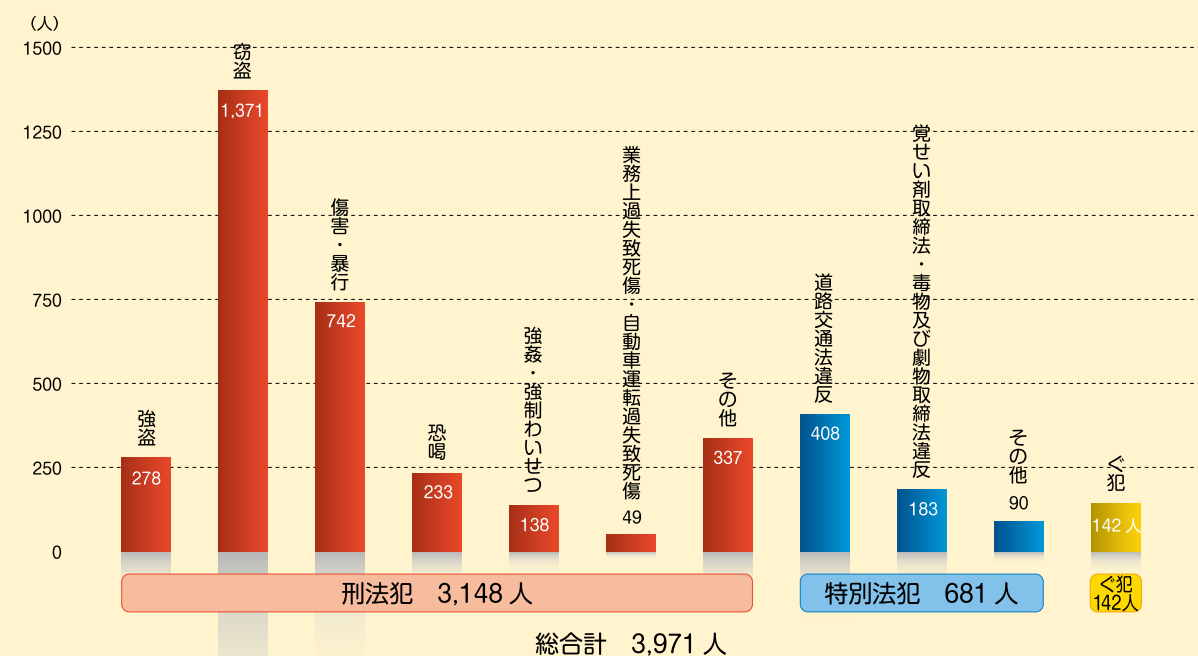
少年院では、個々の少年について非行の原因となっている問題性や今後伸ばすべき長所などを明確にし、心身の発達状況、資質の特徴、将来の生活設計などを総合的に検討して個別的処遇計画を立てた上、生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育、特別活動などを実施しています。

（矯正局）



大阪少年鑑別所

少年院新収容者の非行名別人員 H20.1～20.12



更生保護とは

犯罪をした人や非行のある少年が通常の社会生活をしながら、健全な社会の一員として立ち直るよう、指導・援助する制度です。国の機関と民間のボランティアが協働して取り組んでいます。 **(保護局)**

地方更生保護委員会

全国に8か所あり、それぞれの高等裁判所の管轄区域ごとに置かれています。主に刑務所や少年院などに収容されている人たちの仮釈放等の決定や、仮釈放中の人が決められたことを守らなかった場合の仮釈放の取消しの決定などを行います。

保護観察所

全国に50か所あり、それぞれ地方裁判所の管轄区域ごとに置かれています。主に、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放等になった人、保護観察付きの執行猶予になった人などに対して保護観察を実施する機関です。また、犯罪や非行を防止する活動を地域の様々な人々と連携しながら推進しています。

保護観察官

地方更生保護委員会の事務局と保護観察所に配置されている国家公務員で、心理学、教育学、社会学などの専門知識に基づき、保護司と協力して、犯罪をした人や非行のある少年たちを通常の社会生活の中で指導し、援助しているほか、犯罪・非行の予防に関する事務などを行っています。

保護司

法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、全国に約5万人います。地域の事情や習慣をよく理解しているという特性を生かし、保護観察官と一緒に犯罪をした人や非行のある少年たちを通常の社会生活の中で指導し、援助しているほか、犯罪や非行防止のための地域社会の啓発活動などを行っています。

なお、保護司の身分は非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。



「保護司記章」

故吉田左源二東京芸術大学名誉教授のデザインによるもので、18枚の菊の花弁にひまわりと旭日が重ね合わされ、輪郭の輪には人の輪が、紅地には人の心・熱情が表されています。

更生保護施設

保護観察を受けている人たちが刑務所から出所した人たちなどのうち、適当な住居のない人を宿泊させて、生活指導、職業補導などを行い、その人たちが1日も早く自立できるよう援助活動を行っています。全国で約100施設あり、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である更生保護法人等が運営しています。



更生保護施設 愛正会 (大阪府)

更生保護女性会

地域の犯罪予防と犯罪をした人や非行のある少年たちの改善更生に協力し、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティア団体です。会員は、全国で約19万人おり、犯罪・非行予防のための啓発活動を行うほか、地域全体で青少年の健全育成を目指す子育て支援活動や、更生保護施設被保護者の更生支援、保護観察中の少年の社会参加活動への協力、少年院の訪問・激励など、地域に根ざした幅広い活動をしています。

BBS会

BBS運動とは、Big Brothers and Sisters Movementの略で、少年たちに「ともだち」として接しながら、その健全な成長を手助けする青年ボランティア運動です。

少年たちの兄や姉の世代の若者として、いろいろな立場の少年たちと触れ合う活動を行いながら、彼らの問題解決や自立を支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指して非行防止活動を行っています。

BBS会とは、この運動のために青年が組織している団体で、全国で約4,300人の会員が参加しています。

協力雇用主

犯罪や非行歴のある人たちを、その前歴にこだわらず、積極的に雇用し、その改善更生に協力している事業者です。単に雇用するだけでなく、その人たちの心情もよく理解して安定した職場を提供している協力雇用主は、更生保護に大きな貢献をしています。

全国で約7,700の事業主に協力雇用主として協力をいただいています。

自立更生促進センター構想

自立更生促進センター構想は、仮釈放者や少年院仮退院者等を国が設置した施設に宿泊させて、保護観察官が直接濃密な指導監督を実施し、その者の改善更生を促進するとともに、再犯を防止することを目的としています。

自立更生促進センター構想では、親族や民間の更生保護施設では受入れが困難な者の受け皿として、充実した就労支援とともに、保護観察官が24時間365日、直接、専門的かつ濃密な指導監督を行うものを「自立更生促進センター」と呼び、将来、農業に従事しようという志のある者を一定期間受け入れて、農業訓練を受けさせながら、就農による自立に向けた就業支援を行うものを「就業支援センター」と呼んでいます。

平成19年10月、北海道沼田町において、少年院仮退院者を対象とし、保護観察所の駐在官事務所に設置された宿泊施設に居住させながら、同町が運営する農場で農業実習を受けさせることを目的とした「沼田町就業支援センター」を開所しました。

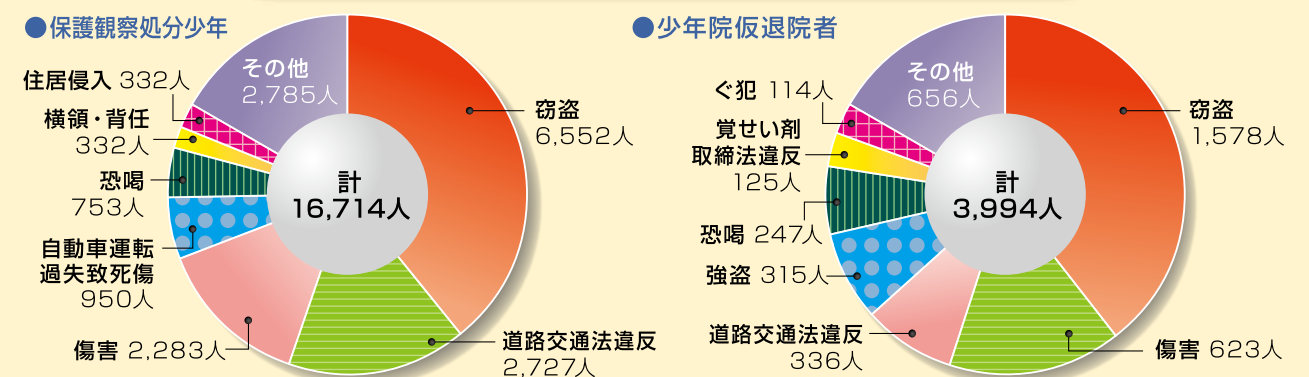
平成21年6月、北九州市において、刑務所仮釈放者を対象とし、保護観察所の支部に設置された宿泊施設に居住させながら、特定の問題性に応じて、直接、専門的かつ濃密な指導監督を行うことを目的とした「北九州自立更生促進センター」を開所しました。

平成21年9月、ひたちなか市において、主に刑務所仮釈放者を対象とし、保護観察所の駐在官事務所に設置された宿泊施設に居住させながら、厚生労働省及び農林水産省と連携して、農業訓練を受けさせながら、就農による自立に向けた就業支援を行うことを目的とした「茨城就業支援センター」を開所しました。

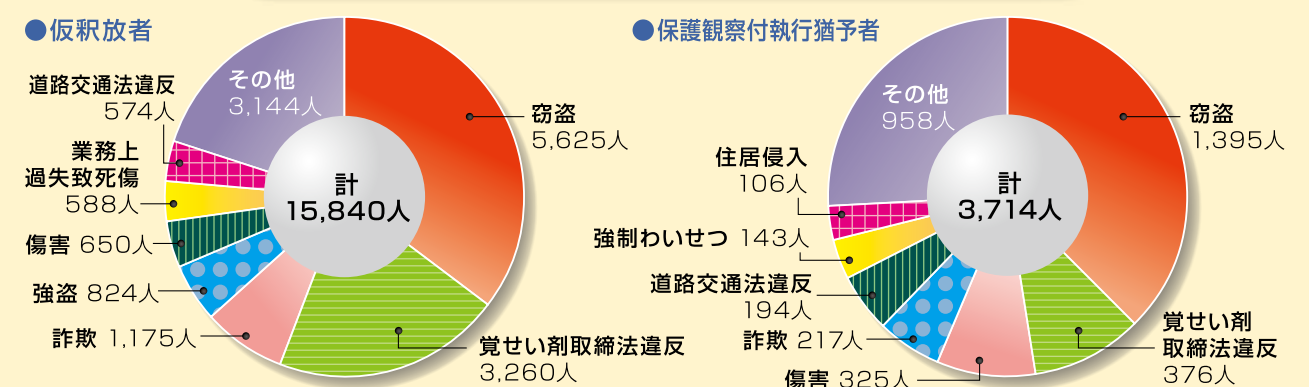


沼田町就業支援センター (北海道雨竜郡沼田町)

保護観察開始人員の非行名別人員 (H20)



保護観察開始人員の罪名別人員 (H20)



(注) 保護観察処分少年：家庭裁判所で保護観察に付された者
少年院仮退院者：少年院からの仮退院を許された者

仮釈放者：刑事施設からの仮釈放を許された者
保護観察付執行猶予者：裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された者

国民の基本的な権利の実現のために

登記

法務省が所管する登記制度には、①不動産の現況と権利関係を登記簿に記録して公示する不動産登記制度、②会社・法人について、その存在を明確にするために一定事項を登記簿に記録して公示する商業・法人登記制度、③法人の行う動産の譲渡を公示することにより動産を活用した企業の資金調達円滑化を図る動産譲渡登記制度、④法人の行う債権譲渡に関し簡便な対抗要件具備の途を開いた債権譲渡登記制度、⑤改正民法（平11・法149）の後見・保佐・補助などについて公示する成年後見登記制度があり、登記関係法令のみならず、民法、会社法等の関係法令に精通した登記官（法務局職員）が、各種の登記申請に対して、その適否を審査・判断し、登記簿に記録しています。

登記は、明治の初めから企業活動や金融を支える重要な国家基盤として整備されてきました。土地は、かねてから我が国の経済活動の基盤の中心としての役割を果たしていますが、近年、経済の著しい伸長と国土開発の進展や国土調査、土地改良、土地区画整理、住宅建設、宅地造成事業など公共事業の推進に伴い、不動産登記に対する需要の増加には著しいものがあります。不動産登記は、このような情勢の下で、国民の権利の保全を図り、取引の安全と円滑に資するための重要な制度です。そして、登記の正確性を確保しつつ、国民の利便性の一層の向上を図るため、それまでの不動産登記法を全面的に見直すことを内容とする「新不動産登記法」が平成16年に成立し、同17年3月7日から施行されています。また、土地の筆界について専門的な知識を有する筆界特定登記官（法務局職員）が当事者の申請に基づき、土地と土地との筆界を特定する筆界特定制度の創設を内容とする「不動産登記法等の一部を改正する法律」が平成17年に成立し、同18年1月20日から施行されています。

会社は、我が国の経済活動にとって必要不可欠の存在ですが、経済活動をする大前提となる権利義務の主体となり得る会社の法人格は、商業登記をすることによって付与されます。いわゆるM&A（企業の合併・買収）についても最終的に会社の登記にその結果が反映されることによって、世間に認知され、商業登記された事実を前提に更なる経済活動が行われることとなります。このように、商業登記は、会社の経済活動の基盤として、取引の安全と円滑を確保するための重要な制度です。そして、会社

経営の機動性や柔軟性を図り、会社経営の健全性の確保、利用者の視点に立った会社類型の見直し等を内容とする「会社法」が平成17年に成立し、同18年5月1日から施行されています。

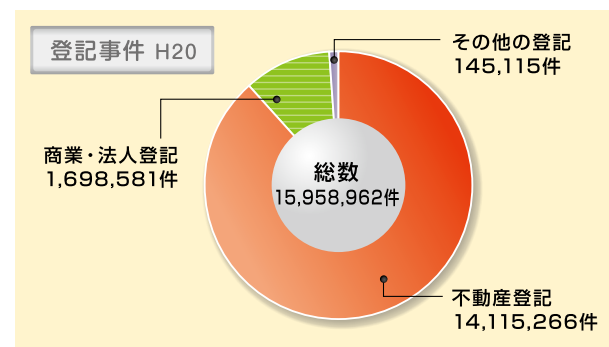
また、平成20年12月1日から施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」により、営利を目的としない団体につき、主務官庁の許可を得ることなく、登記をすることのみにより法人格を取得することが可能となりました。

この法人制度は、営利を目的としない団体に広く法人格取得への道を開くという意味において、社会及び経済活動に多大な影響を及ぼすものであり、登記は、当該制度の根幹を担うものとして非常に重要な意義を有しています。

こうした法整備とともに、高度情報化社会にふさわしい登記事務処理体制を確立するための基盤整備の一つとして、登記事務従事職員の要員体制の充実、事務の合理化及び機械化などの事務処理体制の整備、登記所の配置の適正化、庁舎の改善などの諸施策に加え、登記事務処理体制の抜本的改革を図るため、登記事務のコンピュータ化を進めています。

また近時のIT社会の到来に対応するため、インターネットにより登記情報を確認することができる登記情報提供サービス、商業登記に基づく電子認証制度などの新たな制度を導入しているほか、オンラインによる登記申請については、不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記及び成年後見登記につき実施しており、すべての登記所でオンラインによる登記申請が可能となっています。

（民事局）



戸籍

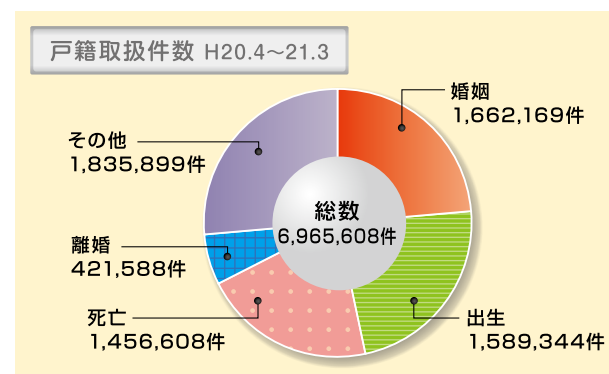
戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村において処理されていますが、戸籍事務が全国統一的に適正かつ円滑に処理されるよう国（法務局長・地方法務局長）が助言・勧告・指示等を行っています。

平成6年12月1日から施行された戸籍法などの一部を改正する法律により、法務大臣の指定する市区町村においては、コンピュータシステムを用いて戸籍事務を処理することが可能となり、同21年11月30日現在、全国の1,585の市区町村（81.53%）でコンピュータ処理されています。

なお、平成20年5月1日にも戸籍法の一部を改正する法律が施行され、従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限し、また、虚偽の届出によって戸籍に真実でない記載がされないようするため、戸籍届

出の際の本人確認などが法律上のルールとなりましたので、その制度の啓発に当たっています。

（民事局）

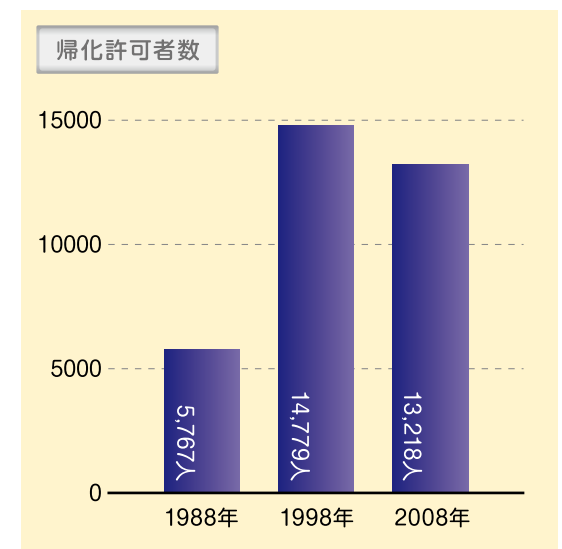


国籍

国籍は、人が特定の国の構成員であるための資格です。法務省では、日本国籍に関する様々な事務を行っています。具体的には、外国人が日本の国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による国籍取得に関する事務、日本国籍の離脱に関する事務、重国籍を有する人の国籍の選択に関する事務、国籍認定に関する事務、国籍に関する相談などです。

なお、平成21年1月1日から、改正国籍法が施行され、国籍法3条による日本国籍取得の要件が変わるとともに新たに罰則規定が新設されたので、特にこの周知と適正な運用に努めています

（民事局）

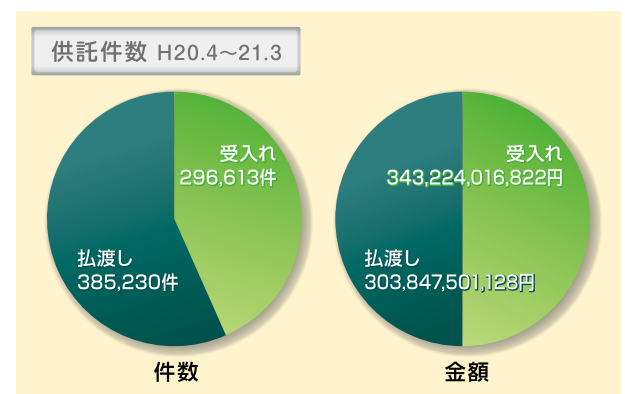


供託

供託は、金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産を権利者に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度です。供託事務には、弁済供託、裁判上の保証供託、執行供託、営業保証供託、選挙供託など種々の供託があり、関係法令も多岐にわたっており、供託所における事務を取り扱う供託官（法務局職員）には、非常に高度な法律の知識が求められています。

申請者の負担を軽減するため、供託カードを用いた継続供託の申請及びフロッピーディスク等を用いて大量事件の一括申請も可能となっているほか、オンラインによる供託も実施しています。

（民事局）



公証制度

公証制度は、契約など私人の法律生活に関係のある事項について公に証明することを固有の職務とする公証人という国家機関を設けて、証書の作成等の方法により一定の事項を証明させる制度です。この制度は、私権を保護するとともに将来の民事上の紛争を未然に防止することを目的とする予防的司法制度に当たります。例えば、契約の作成などにあらかじめ専門家が関与することによって将来の契約をめぐる紛争を避けようとするものです。公証人は、法務大臣から任命され、その指導、監督も法務大臣（法務局長、地方法務局長）が行っています。

公証人は、当事者その他の関係人の囑託により、①法律行為その他私権に関する事実について公正証書を作成すること、②私署証書に認証を与えること、③株式会社などの定款に認証を与えるを行うほか、遺言証書の作成、公正証書に対する執行文の付与、手形・小切手の拒絶証書の作成、確定日付の付与なども行っています。

公正証書とは、一般には、公証人が公証人法その他の法令

に従って権利義務に関する事実につき作成した証書のことで、公正証書は、民事訴訟で記載内容につき強い証拠力を有するほか、一定の金額の支払又は代替物・有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求権に関し、債務者がその証書に基づいて強制執行を受けてもよいとの意思表示をしているものについては、執行力が認められています。

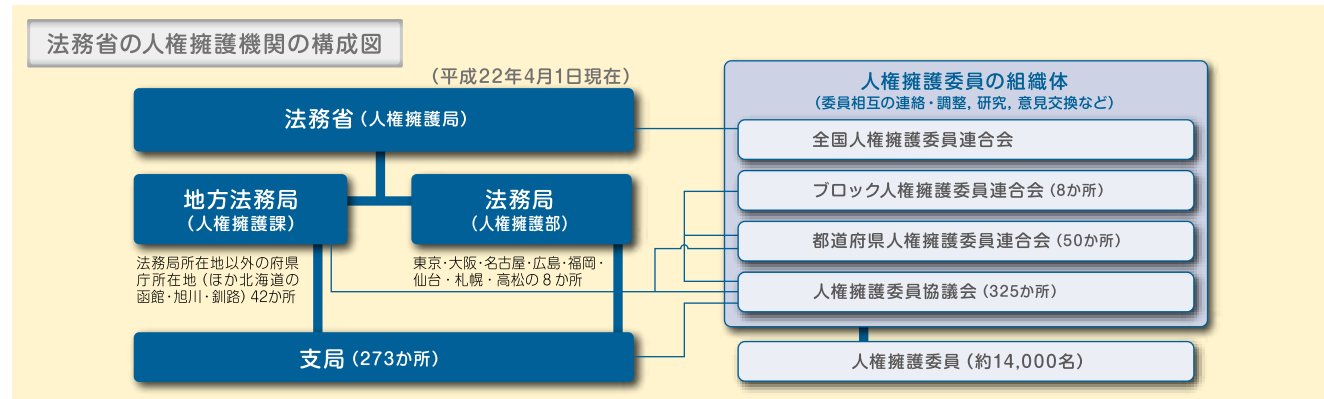
公正証書の原本は、紛失や改ざんがされないように公証人役場に保管されています。平成21年4月現在、全国に、約300の公証役場があり、約500人の公証人が配置されています。

公証制度については、現行の公証制度を基礎としつつ、電子的な文書についても私署証書の認証、確定日付の付与、電子情報の保存及び証明を可能とする「電子公証制度」が導入され、平成14年1月から運用されています。さらに、同年4月からは電子定款の認証についても運用が開始されています。

電子公証制度は、同制度を取り扱うことにつき法務大臣から指定された公証人（平成21年4月現在約430人）が事務を行っています。

（民事局）

人権擁護（人権擁護局）

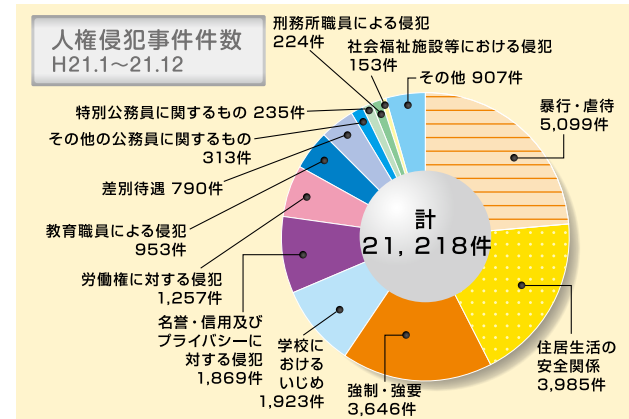


人権侵犯事件の調査救済

人権侵犯事件には、暴行・虐待（高齢者や女性、児童に対するセクハラ、暴行など）、住居・生活の安全に対する侵犯（隣間における嫌がらせなど）、強制・強要（セクハラ、ストーカー、職場における嫌がらせなど）、学校におけるいじめ、名誉・信用・プライバシーに対する侵犯（インターネットによる個人情報の流布など）など種々のケースがあります。法務省の人権擁護機関は、人権侵害の疑いのある事案について、被害者に対する援助（関係官公署その他の機関の紹介、法律上の助言など）や当事者間の関係調整を行ったり、また、人権侵害の事実が認められるときは、相手方に対して勧告・説示といった措置を執るなどして、人権侵害による被害の救済及び予防を図り、人権擁護に努めています。また、救済手続終了後も、必要に応じて、関係行政機関と連携するなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどしています。

なお、当事者双方の主張や利害を調整するため、「人権調整専門委員」制度が設けられています。人権調整専門

委員は、人権擁護委員の中から指名され、人権侵犯事件の調査救済の課程で、中立・公正な立場から当事者の主張や利害を調整し、事案の円満な解決を図っています。



人権相談

人権相談は、相談者から人権問題に関する各種の相談を受け、それぞれの相談内容に応じた助言などを行うものです。相談内容には、いじめや体罰、虐待、DV、出身地域や病气・障害等を理由とする差別的取扱い、インターネットを利用したプライバシー侵害など様々なものがあります。相談は無料で、難しい手続は必要ありません。相談内容についての秘密は厳守されます。なお、これらの相談のうち、人権侵害の疑いのあるものについては、人権侵犯事件に切り替えて調査を開始します。

また、「子どもの人権110番」（フリーダイヤル）や「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル）といった専用相談電話を全国の法務局・地方法務局に設置しているほか、インターネットを利用した人権相談受付窓口を法務省ホームページ上に開設したり、「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童・生徒に配布して、子どもからの手紙による相談にも積極的に応じるなど、相談体制の強化を図っています。

さらに、東京、大阪、名古屋など外国人の多い地域の法務局・地方法務局では、通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設しており、外国人からの人権相談にも適切に対応できるようにしています。

全国の法務局・地方法務局及びその支局に人権相談所を常設しているほか、以下の専用相談電話などでも相談に応じています。

専用相談電話

子どもの人権 110番 フリーダイヤル ぜろぜろななひゃくとおぼん
0120-007-110（全国共通・無料）

女性の人権ホットライン ナビダイヤル ぜろナナゼロのハートライン
0570-070-810（全国共通）

インターネット人権相談受付窓口

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

インターネット人権相談 検索 クリック

携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

手紙

子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）



人権啓発

人権尊重思想の啓発活動は、人権尊重の必要性和重要性が国民に理解され、広まるようにするものであり、人権擁護機関の職務の中でも最も重要なものの一つです。

啓発活動は、広く国民を対象にして行われるもので、その啓発手法は多種多様ですが、一般的には、毎年、年度を通じて特に重点的に啓発活動を行うテーマを定めた上で、シンポジウム・講演会・映画会などの開催、各種イベントへの参加、テレビ・ラジオ・有線放送などのマスメディアの利用などの手法が採られています。

また、「人権啓発フェスティバル事業」もその一つです。このフェスティバルは、例えば、人権に関するシンポジウムの開催や、人権に関する各種啓発資料展、人権啓発映画の上映などの活動と、コンサートや地方の郷土芸能の披露などの文化活動とを一体的・総合的に行うことにより、より多くの人の参加を図ることとしています。

このように、啓発活動は、多種多様な方法で実施されていますが、特に、毎年12月10日の「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、全国各地で集中的に啓発活動を行っています。また、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、6月1



人権擁護委員

人権擁護委員は、市町村（特別区を含む）の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。この制度は、地域住民の中から人格識見の優れた人々を選び、その協力を得て、国民の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられたもので、諸外国にその例を見ないものです。

人権擁護委員は、法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行っています。



日を「人権擁護委員の日」と定め、「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」を開設するなどして、人権擁護委員制度の周知を含め全国的な啓発活動を展開しています。

子どもを対象とした啓発活動としては、主に小学生を対象とした人権の花運動、中学生を対象とした人権作文コンテストのほか、学校などにおいて人権擁護委員による人権教室が実施されています。

平成10年度から、啓発活動実施主体間における連携・協力を強化するため、法務局・地方法務局、都道府県人権擁護委員連合会、都道府県などで構成する「人権啓発活動ネットワーク」の構築を図り、構成員による共同での啓発活動の企画、実施、情報交換などを行っています。平成19年度をもって、全国の都道府県内のすべての地域にネットワークが整備され、今後はこのネットワークを積極的に活用した啓発活動を推進していくことが望まれています。



人権教育・啓発に関する基本計画

平成12年に公布、施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第7条に基づいて、平成14年3月15日に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この基本計画は、人権教育・啓発の基本的な在り方や、女性、子ども、障害のある人、同和問題などの各人権課題に対する取組を掲げています。政府は、この基本計画に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。



ポスター「啓発活動重点目標・人権擁護委員周知」

人権擁護委員は、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道関係者、弁護士など様々な分野から選ばれ、平成22年4月1日現在、全国で約14,000名（うち女性委員が約5,900名）の方が活動しています。

法律サービス関連

弁護士

弁護士は、国民の基本的な権利を擁護し、社会正義を実現するという重大な使命を有する法律の専門家であり、他の依頼を受けて、訴訟事件、非訟事件及び行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とします。弁護士に対する監督は、日本弁護士連合会及び弁護士会が行い、国の行政機関が監督を行うことはありません。

弁護士資格は、司法試験に合格した後、最高裁判所の行う司法修習を終えた者に与えられるのが原則ですが、平成16年4月からは、司法試験合格後企業等で一定の実務経験を経た者について法務大臣の認定により弁護士資格が付与される制度が導入され、同制度に関する事務が当省の所管となっています。（司法法制部）

外国法事務弁護士

日本の外国弁護士受入制度は、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」に基づき、法律業務の国際化などの要請から、外国の弁護士としての資格を持っている人が、新たな資格試験などを課されることなく、我が国で外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができるようにしたものであり、法務大臣による承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える名簿に登録を受けた者が外国法事務弁護士となります。

法務省では、その「外国法事務弁護士となる資格の承認」に関する事務を行っています。（司法法制部）

債権回収会社（サービサー）

不良債権処理の促進という喫緊の政策課題を実現し、国民経済の健全な発展に資するため、「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）（サービサー法）」が平成11年2月1日に施行され、弁護士法の特例として法務大臣の許可を受けた債権回収会社（サービサー）が、業としてサービサー法に規定する特定金銭債権の管理回収を行うことができるようになりました。また、同13年9月1日に「債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第56号）」が施行され、特定金銭債権の範囲が大幅に拡大されました。

法務省では、債権管理回収業に係る許認可などに関する審査事務を行うとともに、債権回収会社（サービサー）に対して必要な規制を行い、その業務の適正な運営の確保を図るため、立入検査などの監督事務を行っています。（司法法制部）

認証紛争解決事業者

内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判以外での紛争解決手段が重要なものとなっていることから、司法制度改革の一環として、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」が制定され、平成19年4月1日から施行されました。同法は、民間紛争解決手続（民間事業者の行う調停・あっせん等）の業務を対象として、法令の定める基準・要件を満たし、適正と認められるものを法務大臣が認証する制度を定めています。

認証紛争解決事業者（法務大臣の認証を受けた民間事業者）は、国民の多様なニーズに的確に対応するため、専門的な知識経験を活かして紛争解決に当たります。

法務省では、この民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務を行っています。

（司法法制部）



司法書士

司法書士は、他の依頼を受けて不動産登記や商業・法人登記の手続の代理、裁判所への提出書類の作成等を行うことを職務とし、国民の権利利益の保護に寄与することを目的とする法律専門職種です。また、平成15年からは、所定の研修の課程を修了して法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における民事訴訟手続等を代理して行うこともできるようになり、また、同18年からは、一定範囲での筆界特定の手続の代理等を行うこともできるようになりました。

司法書士制度は、法務省が所管しています。

（民事局）

土地家屋調査士

土地家屋調査士は、他の依頼を受けて不動産の表示登記について必要な調査又は測量、表示登記の申請手続等を行うことを職務とし、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与しています。また、平成18年からは、筆界特定の手続代理及び所定の研修の過程を修了して法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、筆界が明らかでないことを原因とする民間紛争に係る民間紛争解決手続であって法務大臣が指定する団体が行うものについて、弁護士との共同受任を条件に代理して行うこともできるようになりました。

土地家屋調査士制度は、法務省が所管しています。

（民事局）

日本司法支援センターを中核とした総合法律支援制度

総合法律支援構想とは

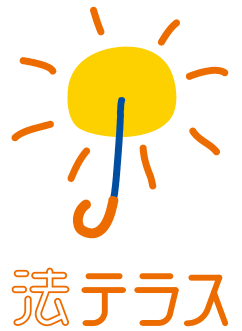
平成16年の通常国会において、総合法律支援法が成立しました。同法は、司法を国民により身近なものとするため、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられるようにするための総合的な支援体制を整備しようという構想（総合法律支援構想）を具体化したものです（同法が成立した背景については、P33を御参照ください。）。

総合法律支援構想の中核となる運営主体は、日本司法支援センターという独立行政法人の枠組みに従って設立された法人であり、法務省がこの法人の主務省となります。

日本司法支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とし、平成18年4月に設立され、同年10月から業務を開始しています。

日本司法支援センター（法テラス）が行う業務

日本司法支援センター（愛称：法テラス）は、コールセンター及び全国50か所の地方裁判所本庁所在地に事務所を設け、関係機関・団体等と連携・協力しながら、情報提供業務（法的トラブルの解決に役立つ制度や最も適切な専門機関等を紹介する業務）などを行っています。



コールセンター



日本人と外国人の出入国管理 (入国管理局)

入国管理局では、出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）、外国人登録法等に基づき、すべての人の出入国の公正な管理を行っています。

外国人が我が国へ入国するためには、免除対象者を除き個人識別情報（指紋及び顔写真）を提供するとともに、入国審査官からインタビューを受けます。これは当該外国人が上陸のための条件に適合しているかどうかを審査するもので、同条件に適合すると認められたときは入国が許可されます。

入国時に決定された在留資格を変更したり、当初の在留期間を超えて在留することを希望する場合には、法令に基づいて、入国管理局で許可を受ける必要があります。許可された在留期間を超えて不法残留したり、刑罰に処せられるなどして退去強制事由に該当した場合には、退去強制手続が執られ、国外に退去されることになります。ただし、一定の要件を満たす不法残留者については、出国命令により簡易な手続で出国することができます。

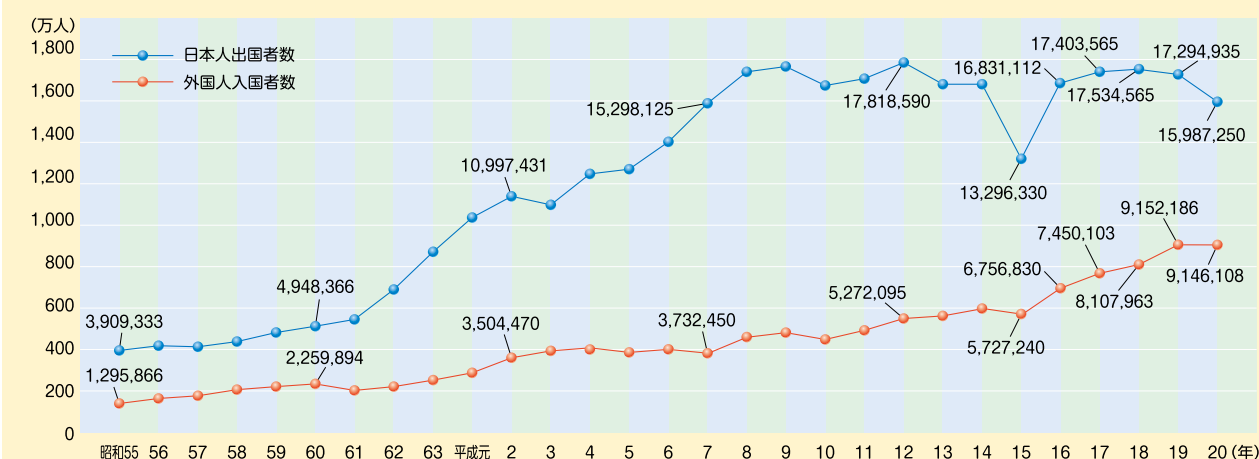
政治的な意見などを理由に国籍国において迫害を受ける外国人が我が国で庇護を求める難民認定制度を設けています。

また、我が国に入国した外国人は90日以内に、我が国で出生し、又は日本国籍を離脱するなどして外国人になった者はその日から60日以内に外国人登録申請をしなければならないこととなっており、これらの事務も行っています。

出入国管理基本計画の策定

日本に入国・在留する外国人が増加し、その活動内容が多様化していますが、出入国や在留の管理に係る基本的指針を明確にするため、外国人の入国・在留が国民生活や経済などに及ぼす影響などを総合的に分析した上で、出入国管理基本計画を定め外国人の適正な管理を図ることとしています。

外国人入国者数・日本人出国者数の推移



出入(帰)国審査

入国審査官は、我が国へ入国しようとする外国人に対し、所持する旅券及び査証が有効であること、日本において行おうとする活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格に該当し、一定の在留資格については省令に定める基準に適合していること、上陸拒否事由に該当しないことなどの、上陸のための条件に適合しているかどうか審査を行い、出国しようとする外国人に対しては、出国の確認を行います。

また日本人の出帰国についても、入国審査官がその事実の確認を行っています。

外国人の在留管理

日本に在留する外国人は、入国時に決定された在留資格及び在留期間に基づいて活動することとなります。

これらの外国人が、在留資格の変更、在留期間の更新、資格外活動の許可、再入国の許可などを受けようとする場合、入国管理局で許可を受ける必要があります。

このように、在留資格や在留期間により、外国人の日本における活動と滞在を認めると同時に、日本国民の利益や治安維持に配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。

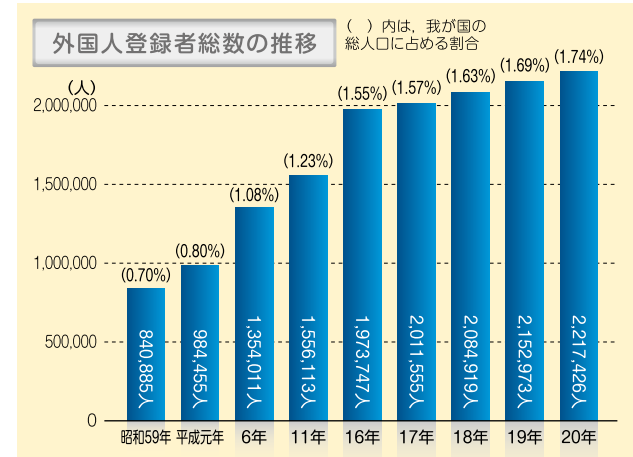
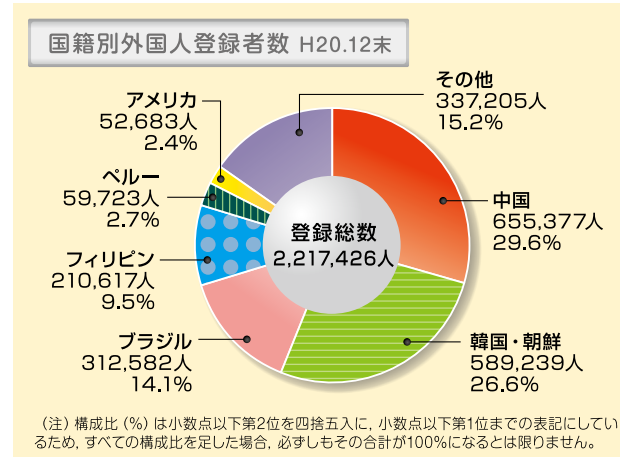
退去強制

日本に在留する外国人の中には、不法入国や不法上陸した人、又は、上陸許可を受けて入国したものの、在留期間を経過して不法残留をしたり資格外活動を行う人、あるいは一定の刑罰に処せられた人など、我が国の社会にとって好ましくないと認められる人がいますが、これらの人々は、所定の手続を経た上で国外に退去強制されることとなります。

法務省では、摘発・調査から送還までの所定の手続を行っています。

外国人登録 (入国管理局)

外国人登録は、市区町村を窓口として、外国人の居住関係や身分関係を登録し、その実態を把握することにより、外国人の公正な管理に資することを目的としています。



難民の認定 (入国管理局)

日本は、「難民の地位に関する条約」や「難民の地位に関する議定書」への加入に伴い、昭和57年1月から、同条約に定められている各種の保護措置を難民に与

ることになりました。

一時庇護のための上陸許可、難民である旨の認定、難民旅行証明書の交付などの事務を行っています。

国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的处理 (訟務企画課、民事訟務課、行政訟務課、租税訟務課、財産訟務管理官)

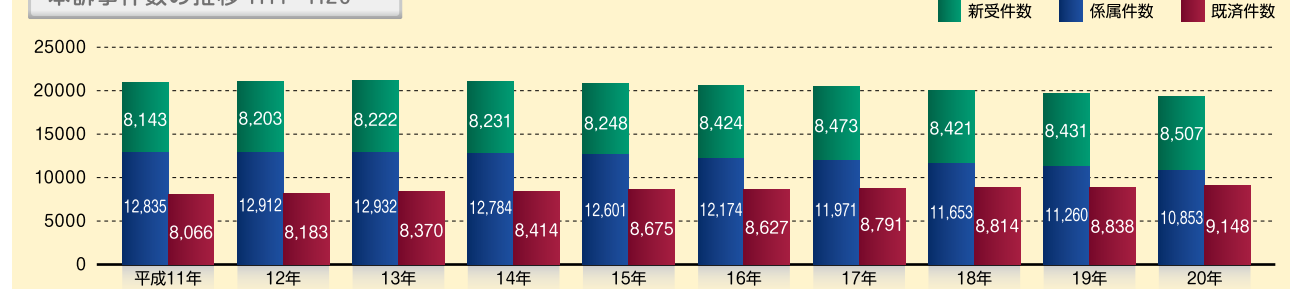
国を当事者とする訴訟には、国と私人との間の私法上の権利関係に関するものや国家賠償を求める民事訴訟と、私人が行政処分の違法を理由としてその取消しを求める行政訴訟があります。

法務省は、1年間で約20,000件の本訴事件を取り扱っており、訴訟の対象となった事務を所管する行政庁と協力して訴訟遂行しています。その中には、国の政治、外交、行政、経済などの根幹に触れるような重大事件や、社会的、法律的に新たな問題を投げ掛ける事件が多く、複雑・困難な事件が全国各地に提起されています。特に、医薬品・公衆衛生関係訴訟、環境

衛生関係訴訟、空港・基地・道路・原子力発電所・核燃料施設・ダムその他の公共施設や都市開発事業などの公共事業について周辺住民が事業に関する許可処分などの取消し、事業の差止めないし損害賠償などを求める訴訟、韓国人・中国人などからの戦後補償請求訴訟などの大型・集団訴訟が社会の耳目を集めています。

近年の行政改革による規制緩和・行政による事前規制型から司法による事後救済型に移行するなどの社会の変化を受けて、ますます訴訟事件が増加する傾向にあります。適正迅速な訴訟遂行に努めています。

本訴事件数の推移 H11～H20



※「係属件数」は、前年から引き続き係属している事件数 (各年1月1日現在)

特別の機関・外局・施設等機関

検 察 庁



検察庁は、検察官の行う事務を統括するところで、最高検察庁（東京）、高等検察庁（東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松）、地方検察庁（都道府県庁所在地・函館・旭川・釧路）、区検察庁（全国主要市区町）があるほか、必要に応じて高等検察庁、地方検察庁に支部が置かれています。検察庁では検察官（検事総長・次長検事・検事長・検事・副検事）、検察事務官などが執務しています。

検察官は、刑事事件について、捜査や起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法など各種の法律により数多くの権限を与えられています。

検察は、国家社会の治安維持に任ずることを目的とするものであり、検察権の行使に当たっては、常に厳正公平、不偏不党を旨とし、また、事件処理の過程では人権を尊重すべきことを基本としています。

主要罪名別処理件数（全国の検察庁で処理した人員）H20

刑 法 犯	放 火	972
	住居侵入	10,534
	強制わいせつ・強姦	4,783
	賭博等	1,595
	殺 人	1,425
	傷 害	49,760
	自動車運転過失致死傷等	777,888
	窃 盗	176,606
	強 盗	1,925
	詐 欺	19,359
	恐 喝	5,940
	横領・背任	36,427
	暴力行為等処罰に関する法律違反	3,090
	その他	48,867
	計	1,139,171
特 別 法 犯	覚せい剤取締法違反	18,717
	道路交通法等違反	710,697
	その他	122,694
	計	852,108
合 計		1,991,279

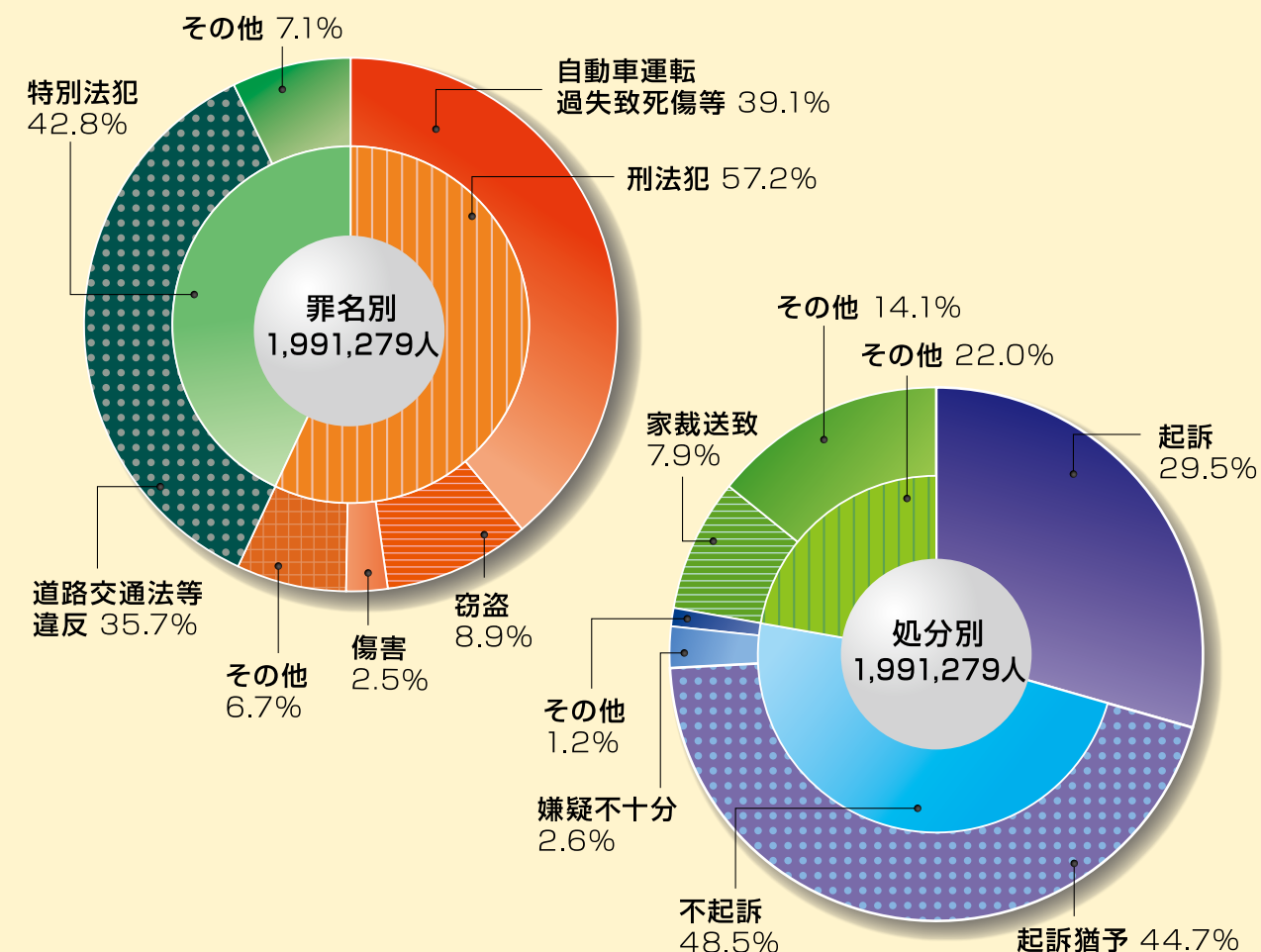


● 検察の意義や役割について説明したパンフレット（検察の意義や役割について、検察庁職員が、できるだけ具体的に分かりやすく説明します。）

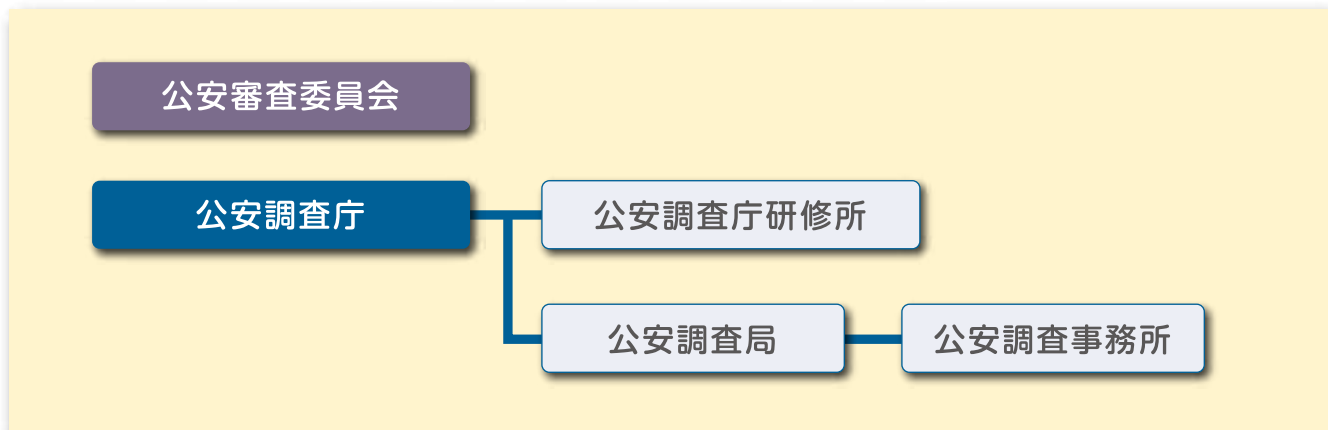


● 検察庁における被害者支援のための各種制度について分かりやすく説明したパンフレット（内容については、法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp>に掲載しています。）

全国の検察庁処理事件（％）H20



公安調査庁 公安審査委員会



公安調査庁

公安調査庁は、「破壊活動防止法」、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する、破壊的団体等の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置に関する事務を一体的に遂行するための行政機関です。

また、我が国の情報コミュニティの一員として、調査において我が国の公共安全に影響を与える内外の諸動向に関する情報を収集・分析し、これを適時関係機関へ提供しています。



内外情勢の分析結果を毎年公表

破壊活動防止法

内乱や政治目的を達成するための騒乱、殺人等暴力主義的破壊活動を行った団体に対し必要な規制措置を定めるとともに、こうした行為について適正な処罰を確保するための刑罰規定を設けることによって、我が国の公共安全の確保に寄与することを目的としています。

同法は、暴力主義的破壊活動を行った団体について、将来更にこれを行う明らかなおそれが認められる場合には、同団体の活動制限や解散の指定の処分を行うことを定めるとともに、暴力主義的破壊活動に該当する行為のうち、刑法その他の罰則では処罰し得ないか、軽い処罰しかできないものについて、適正な処罰をなし得るようにする規定を定めています。（昭和27年施行）

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

過去に無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体の活動状況を明らかにし、又は団体による無差別大量殺人行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって公共安全の確保に寄与することを目的としています。同法は、そのような団体の施設への立入検査等を内容とする観察処分、又は団体施設の取得・使用禁止、金品の寄付を受けることの禁止等を内容とする再発防止処分といった規制措置を講ずるとともに、禁止行為違反や立入検査拒否等に対して適正な処罰を行うことを定めています。（平成11年施行）

破壊活動防止法に基づいて、暴力主義的破壊活動を行う危険性のある団体について調査し、調査の結果、規制の必要があると認められる場合には、規制処分を決定する機関である公安審査委員会に、その団体の活動制限や解散の指定の処分請求を行います。また、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づいて、過去に無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体について、公安審査委員会に観察処分又は再発防止処分の請求を行うとともに、観察処分に基づく団体施設への立入検査や同法に規定する規制に関し必要な調査を行います。

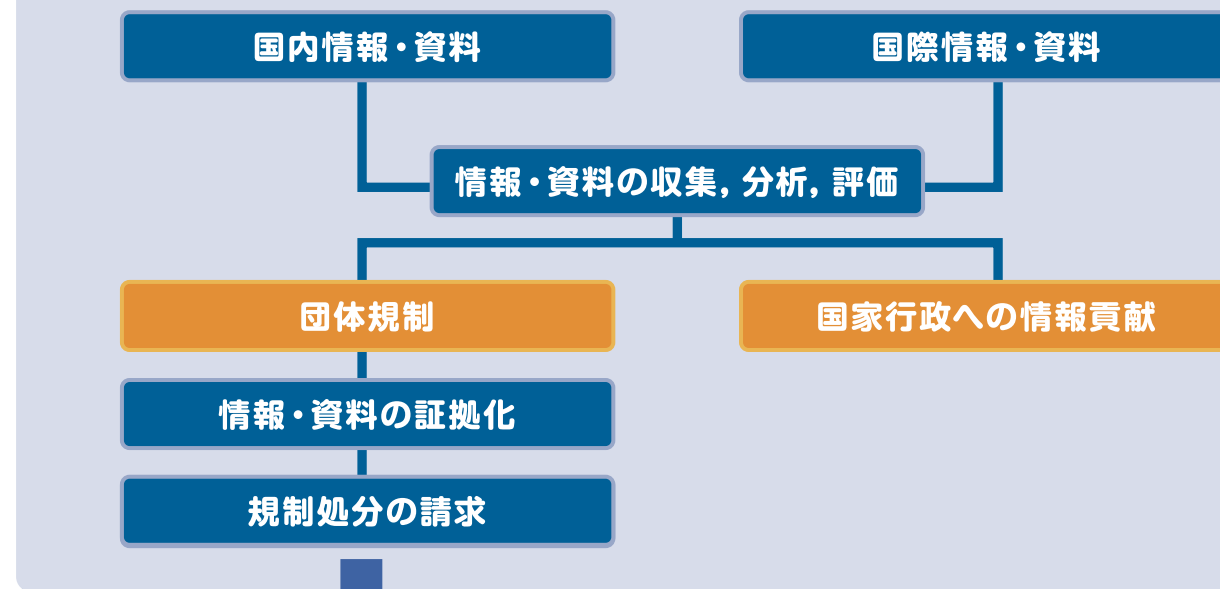
さらに、公共安全の確保に寄与するという観点から、調査の過程で得られた情報・資料を必要に応じて関

係機関に提供しています。こうした調査を行うために全国に公安調査官が配置されています。

最近では、北朝鮮の核問題や国際テロの脅威の増大等、国際情勢は極めて複雑なものとなっており、不透明化・混迷化の様相を深めています。このような我が国及び国民の安全に直接関わる問題について、国内外の関連情報を収集・分析し、政府の施策に寄与することは、公共安全の確保を図ることを任務とする公安調査庁にとって極めて重要な業務となっています。

なお、公安調査庁同様、憲法に規定される国の基本的秩序を守るため、破壊的団体等に対する調査を行っている機関は、ドイツの連邦憲法擁護庁等諸外国にも多くの例が見られます。

●公安調査庁の業務



●公安審査委員会の業務

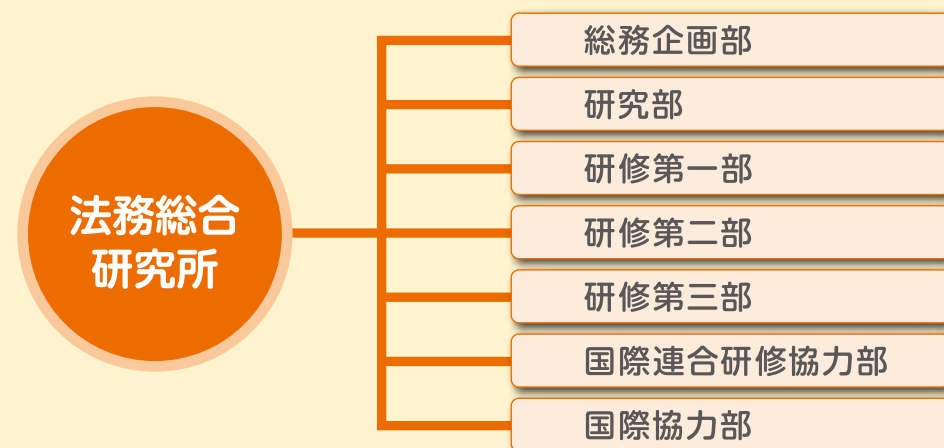
規制処分の審査・決定

公安審査委員会

公安審査委員会は、公共安全の確保に寄与することを目的として、法務省の外局として設置されています。「破壊活動防止法」、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定されている破壊的団体などについて、公安調査庁長官からの規制処分の請求に対し、客観的・中立的立場から適正な審査を行い、処分の要否や規制内容等を決定する行政委員会です。

この委員会は、委員長と委員6人をもって構成され、委員長・委員は、人格が高潔であって、団体の規制に関し公正な判断ができ、かつ、法律又は社会に関する豊富な学識と経験を有する者のうちから、衆参両議院の同意を得て内閣総理大臣によって任命され、前記法律の適用に関し、内閣総理大臣や法務大臣の指揮・監督を受けず、独立してその職権を行使します。

法務総合研究所



法務総合研究所は、法務省の施設等機関であり、①刑事政策及び法務省所管事項に関連する研究、②法務省の職員に対する各種研修、③アジアを中心とした諸外国に対する刑事・民事両分野における国際協力等と多岐にわたった業務を行っています。

研究としては、

犯罪の防止・抑制に有用な施策の立案や法務省の業務に役立つための研究を行い、その成果を刑事政策の基礎資料となる「犯罪白書」や犯罪動向・犯罪者の処遇に関する個別具体的な問題をテーマにした「研究部報告」、「研究部資料」として取りまとめて公表しています。



研究部と研修施設がある法務省浦安総合センター

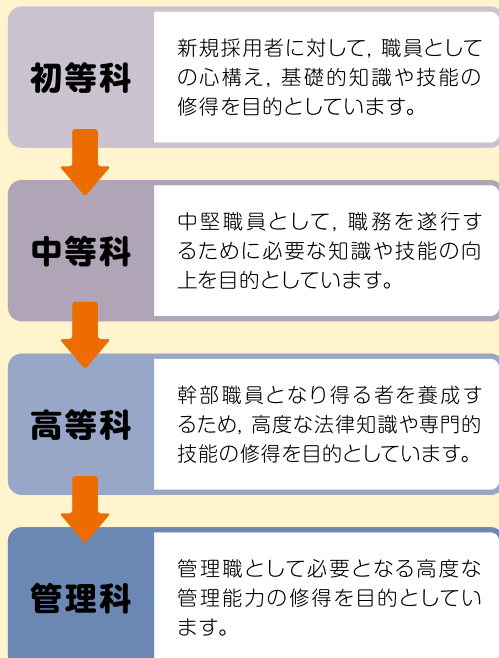


犯罪白書

研修としては、

法務省職員（矯正関係職員・公安調査庁職員を除く。）に対する各種研修を行っています。これらの研修では、それぞれの職務に応じて、法務省職員として必要となる知識及び技能を修得させるため、講義・討論・実習など様々な研修科目を取り入れています。これらの研修を通じて、近年、多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指しています。

一般的な研修フロー



国際協力としては、

①アジア・太平洋諸国を中心に、国際連合に協力して、その重要施策である組織犯罪対策や汚職防止対策等の向上に寄与する刑事司法関係の実務家を対象とした研修の実施や調査研究を行い、また、②法制度の整備を推進している主にアジアの開発途上国に、基本法令の起草と法律実務家の育成を中心に支援を行うなど、刑事・民事

両分野における国際協力に積極的に取り組んでいます。

これらの国際協力を推進することは、その対象国等の発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、円滑な経済活動の促進等の観点から、我が国の積極的な国際社会への貢献として、世界の国々への重要な発信となっています。

■国連への協力では、国際連合との協定に基づき、1962年（昭和37年）に開設された国連アジア極東犯罪防止研修所（略称「アジ研」）を運営し、国連による犯罪防止及び犯罪者処遇に関する政策の立案と実施への協力を行っています。



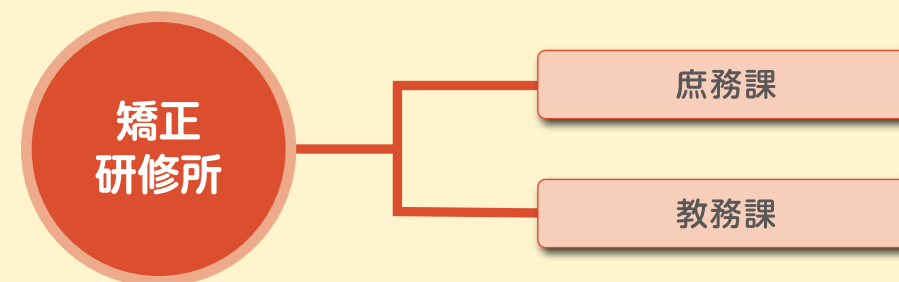
アジ研における国際研修の状況

■法制度整備支援では、支援対象国の法律実務家等を日本に招いて研修を実施したり、現地に派遣した専門家による助言・セミナーの開催などを行っています。これまでにベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国などに支援を行っています。



カンボジアにおける模擬裁判の状況

矯正研修所



矯正研修所は、法務省の施設等機関であり、矯正の事務に従事する職員に対する職務上必要な研修を行っています。

矯正研修所

明治23年に設立された内務省監獄官練習所を前身とする由緒ある研修所であり、公務員の研修機関としては、長期の歴史・伝統を有しています。

設立後、幾多の改称がありましたが、昭和44年の法務省設置法の改正により、現在の組織に改編されました。



矯正研修所



研修風景

重点的な行政課題



未来に向けた法務行政の積極的展開

司法制度改革の成果の定着

21世紀の我が国は、「事前規制・調整型」社会から「事後チェック・救済型」社会に移行するなど社会が様々に変化し、これに伴って司法の役割がより一層重要なものとなっていくことから、司法の機能を充実強化し、国民が身近に利用することができる司法制度を構築していくことが必要とされています。

そこで、国民にとってより身近で、速くて、頼りがいのある司法の実現を目指して、「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方の改革」、「司法の国民的基盤の確立（国民の司法参加）」の3つの柱を基本理念として、司法制度改革が進められてきました。平成14年から同16年までの3年間

で、合計24本の司法制度改革関連法が成立し、これまで着実に実施に移されてきました。

平成21年5月21日に裁判員制度が開始され、一連の司法制度改革関連法が全て施行されたところですが、今後は、司法がその機能を十分に発揮し、司法制度改革の成果を国民の皆さんが真に実感することができるよう、その定着を図っていかねばなりません。

法務省としては、司法制度等を所管する立場から、司法制度改革の趣旨を踏まえ、適宜適切な方策を講じ、来るべき新しい時代の要請にこたえていきたいと考えています。（司法法制部・民事局・刑事局）

政府の
取組

平成11年 7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年 6月	司法制度改革審議会意見書の提出
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置（設置期限：平成16年11月）
平成14年 3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年 12月	司法制度改革推進室を内閣官房に設置

改革の
三本柱

期待に応える司法制度

- 日本司法支援センター（法テラス）の設立
国民が全国どこでも法による紛争解決に必要な情報・サービスを受けられることを目指す
- 裁判外紛争解決手続の拡充
裁判機能の充実に加え、紛争を自立的かつ柔軟に解決できるADRを拡充する
- 刑事裁判の充実・迅速化
公判前整理手続の新設、被疑者国選弁護制度の導入等により、適正・迅速に刑罰権の実現を図る
- 法令の外国語訳
国際取引の円滑化、対日投資の促進等の基盤を整備するために、法令外国語訳を推進する

法曹の在り方の改革

- 法曹養成制度改革
法科大学院を中核とし、法科大学院・司法試験・司法修習のプロセスによる法曹養成
- 法曹人口の拡大
法曹養成制度の整備状況等を見定めつつ、平成22年ごろに司法試験合格者を年間3000人程度まで増やすことを目指す

国民的基盤の確立

- 裁判員制度
国民が刑事裁判に参加する制度 平成21年5月21日から開始
- 法教育の推進
法や司法の意義を理解し、自由で公正な社会を支えるものの考え方を身につける

など

裁判員制度

平成21年5月21日、「裁判員制度」がスタートしました。
国民の中から選ばれた「裁判員」が重大な刑事事件の裁判に参加する制度です。裁判員は、裁判官と一緒に、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

この制度により司法はもっと国民に身近になります。
法務省は、裁判員制度をご理解いただけるよう広報啓発活動を行っています。

裁判員選任手続の流れ

11月ころまで

くじで来年の裁判員候補者を選ばれた方に、お知らせが届きます。
※この段階では、裁判所に来ていただく必要はありません。



裁判の6週間前まで（原則）

事件ごとに、さらにくじで選ばれた裁判員候補者の方に、裁判所に来ていただく日のお知らせが届きます。



裁判員選任手続の当日

裁判所での選任手続を経て、6人の裁判員が選ばれます。

裁判員が参加する仕事

裁判を行う

法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。



評議・評決

裁判員と裁判官で話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。



判決

裁判長が判決を言い渡します。



裁判員裁判用法廷



評議室

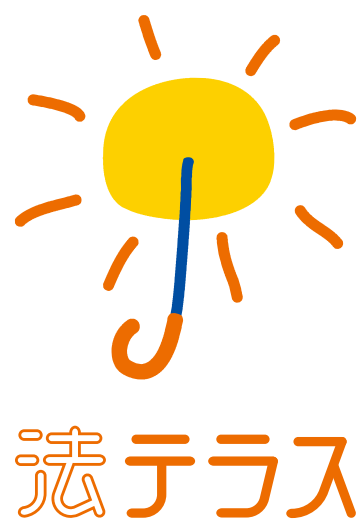
▲裁判員制度については、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp>）の裁判員制度コーナーに掲載しています。

● 総合法律支援の推進

国民の目からみると、司法は縁遠い存在のようです。例えば、法的な紛争解決方法に関する情報が容易に得られない（情報面でのアクセス障害）、弁護士を依頼したいがそもそも周囲に弁護士がいない（司法過疎によるアクセス障害）、経済的事情から弁護士等の専門家に依頼できない（経済面でのアクセス障害）などの問題があると言われています。そこで、このような問題を抜本的に解決するために考えられたのが、「総合法律支援構想」です。

総合法律支援構想の具体的内容については、P22のとおりです。平成18年10月に業務を開始した日本司法支援センター（愛称：法テラス）は、総合法律支援構想の中核となる法人であり、国、地方公共団体、弁護士会その他の関係機関・団体等と連携・協力しながら、情報等の提供に関する業務等の各種業務を通じて、上記のような様々なアクセス障害を取り除き、「国民に身近な司法」の実現を目指しています。法務省としても、総合法律支援の推進を図るため、様々な取組を行ってまいります。

（司法法制部）



● 法教育の普及・発展

法教育とは、法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけることを目的とする教育です。

我が国では、各種の改革を経て、国民の自由な活動範囲が広がることに伴い、あらかじめ紛争を防止し、紛争が発生した場合には法に基づいて公正に解決を図ることがこれまで以上に求められています。また、裁判員制度の導入に象徴されるとおり、司法制度が国民によって確実に支えられていくためには、国民一人ひとりが司法に能動的に参加していく意識を持つことが欠かせません。このようなことから、法や司法について理解を深めるための法教育の重要性が一層高まっています。

法務省では、法教育研究会・法教育推進協議会を設置し、法教育の在り方などについて検討し、その成果として、中学3年生を対象とする法教育教材（平成16年11月）、裁判員制度を題材とした教育教材（平成19年2月）、法教育実践におけるアドバイスをまとめた法教育Q&A（同年3月）、私法分野における法教育教材（平成21年5月）、小学校向けの法教育教材（同年8月）などを公表しました。これらの教材は、法務省ホームページ<http://www.moj.go.jp>に掲載しています。

また、法務省では、法教育を重要施策と位置づけ、関係機関の職員を講師として派遣し、法教育授業を実践する取組を行っています。

今後とも、法教育の普及・発展のため、様々な取組を行っていきたく考えています。

（司法法制部）

● 法令の外国語訳の推進

我が国の法や司法制度を国際的に発信し、国際社会でも広く活用される環境を整備するため、平成17年1月、内閣に「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」が設置されました。

日本法令の外国語訳整備に関する業務は、平成21年4月以降、法務省において行われており、標準対訳辞書

の作成や約440法令についての英訳の整備が進められています。今後も継続して重要な法令の翻訳を整備し、順次、便利な検索機能を備えたウェブサイト（<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>）で公開します。

（司法法制部）

● 民間紛争解決手続業務の認証制度の適正な実施

裁判外紛争解決手続は、当事者の自主性を活かした解決、多様な分野の専門家の知見を活用した解決等を図ることなど、柔軟な対応が可能であり、社会の高度化、複雑化、情報化等にかんがみると、裁判機能の充実に加え、多様な紛争解決手続が拡充・活性化することが望まれます。

司法制度改革の一環として制定され、平成19年4月1日に施行された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」は、このような裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、国の情報提供の責務等とともに、民間事業者の行う調停等の業務を対象とする法務大臣の認証制度を定めるものです。

認証制度について国民の皆さんに十分御理解いただき、認証を受けた調停等の業務が身近な紛争解決手段として広く利用されることとなるよう、認証制度を円滑かつ適正に実施するとともに、幅広く周知広報活動を行うことが必要です。法務省では、今後とも、認証制度の定着を図るため、様々な取組を行ってまいります。

（司法法制部）



● 法制度整備支援等の国際協力の推進

法制度整備支援等の国際協力を通じて、法の支配による良い統治（グッドガバナンス）を確立・普及させていくことは、開発途上国の健全な発展や地域の安定に資するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、経済活動の促進等にも寄与し、我が国の国際社会におけるプレゼンス向上にもつながる重要な国際貢献です。

法務省では、国連と共同運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（略称「アジア研」）の活動を通じ、アジアを中心とする開発途上国の刑事司法政策の発展や刑事実務家の能力向上等に貢献しています。また、ベトナム、カンボジア等のアジア諸国に対し、関係機関と協力して、基本法令の起草・改正のほか、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成を中心とした法制度整備支援活動を行っています。

平成20年6月に東京で開催された「G8司法・内務大臣会議」においては、国際組織犯罪及び国際テロに

対抗するための効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対する能力向上支援の重要性について認識が共有されるとともに、司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった分野における技術支援の重要性についても確認されました。また、政府の海外経済協力会議においても、平成20年1月、法制度整備支援の重要な意義にかんがみ、これを戦略的に推進していくべきことが確認され、平成21年4月には「法制度整備支援に関する基本方針」が承認されました。

開発途上国から我が国に寄せられるこれらの法制度整備支援等の協力要請は、今後ますます増えていくものと思われ、法務省としてもアジア地域における法の支配によるグッドガバナンスの確立・普及を目指し、関係諸機関と連携して、一層充実した国際協力を積極的に推進してまいります。

（法務総合研究所）



● 再犯防止施策

国民が安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪者を生まない社会を構築する必要があります。そのためには再犯の防止が極めて重要となります。

そのため、検察において、捜査・公判を適切に運用することを通じて、適正な科刑を実現することで、再犯の防止に資するよう努めているほか、法務省では次のような再犯防止施策を進めております。

刑事施設においては、改善指導として、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導について、標準的な処遇プログラムに基づき指導を実施しています。また、少年鑑別所においては、個々の少年の問題性等を的確に把握するため、鑑別実施体制の強化を図っているほか、少年院においては、個々の在院者の非行態様や心身の発達程度を踏まえ、その特性や教育上の必要性に応じたきめ細かな処遇を実施するとともに、在院者の保護者に対する指導、助言等の措置の充実に一層努めています。

保護観察所においては、効果的な保護観察を実施するため、再犯リスクが高いと認められる保護観察対象者に対しては、保護観察官の直接処遇による指導や援助を積極的に行い、性犯罪対象者、暴力事犯者及び覚せい剤事犯者に対しては、認知行動療法等に基づく専門的な処遇を実施しています。

また、保護観察対象者のうち、無職者の再犯

率は、有職者の約5倍に上るなど、犯罪や非行をした人を改善更生させ、円滑に社会に復帰させるためには、職に就かせ、生活を安定させることが極めて重要です。このため、法務省では平成18年度から、厚生労働省と連携して就労支援対策に取り組むとともに、刑務所出所者等を地域の幅広い産業分野で雇用していただくために、経済産業省など、産業分野を所管する省庁や民間の就労支援組織等と連携して、地域での雇用の確保に向けた取組を行っております。

加えて、親族や民間の更生保護施設では受入れが困難な刑務所出所者等を国の施設である自立更生促進センターに宿泊保護して、保護観察官による直接濃密な指導監督及び手厚い就労支援を実施することにより、その者の再犯を防止し、改善更生を助けています。

さらに、刑務所出所者等のうち、高齢又は障害により自立が困難な者については、刑務所等出所後、円滑に福祉等の支援を受けることができるよう、刑務所等において社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、法務省と厚生労働省とが連携し、保護観察所が中心となって、出所後の福祉サービス等の確保に向けて、刑務所等入所中から計画的に調整を行う取組を推進することとしています。また、出所してから、直ちに福祉の支援が困難な者については、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適應するための実効性のある指導・訓練を実施することとしています。

(秘書課・刑事局・矯正局・保護局)



● 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者の方及びそのご家族又はご遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」が、平成17年4月から施行され、同法に基づいて、政府が総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策を定めた「犯罪被害者等基本計画」が、同年12月27日の閣議で決定されました。

犯罪被害者等基本計画の中には、犯罪被害者等の保護・支援を一層充実させるための施策が数多く盛り込まれており、法務省では、これらの施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいます。例えば、平成18年12月に施行された「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」等に基づき、一定の要件の下、財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産等である犯罪被害財産を没収・追徴し、これを当該事件の被害者等の被害回復に充てることができることとされました。次に、同20年12月に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」などにより、被害者参加制度が創設され、殺人、傷害などの犯罪の被害者等が、希望する場合には、裁判所の許可を得て、一定の要件の下で、公判期日に出席するとともに被告人質問等の訴訟活動を行うことができるようになりました。また、刑事裁判に参加した犯罪被害者等は、資力が乏しい場合であっても、裁判所が援助のための弁護士を選定し、国がその報酬等を負担する制度が設けられました。さらに、殺人、傷害などの犯罪の被害者等による被告人に対する損害賠償請求について、刑事裁判所が、その審理及び裁判を刑事手続の成果を利用して簡易迅速に行う制度が設けられました。加えて、同月に「少年法の一部を改正する法律」が施行され、殺人などの重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができるようになりました。

このほか、平成19年6月に公布された「更生保護法」に規定された、加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において犯罪被害者等の意見などを聴取する制度や保護観察中の加害者に対して犯罪被害者等の被害に関

する心情などを伝える制度のほか、保護観察所における犯罪被害者等に対する相談・支援を同年12月1日から実施しています。さらに、被害者等通知制度により、検察庁において、犯罪被害者等に事件の処理結果、裁判結果、加害者の釈放年月日等を通知してきたところ、これを拡充し、同日から、関係諸機関が連携し、犯罪被害者等の希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況に関する事項等の通知を実施しています。

また、日本司法支援センター（法テラス）では、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務などを行うほか、犯罪被害者支援に関する各種情報の提供や、被害者支援に精通した弁護士の紹介などを行っています。

(秘書課・司法法制部・民事局・刑事局・矯正局・保護局・人権擁護局)



● 治安の回復

我が国は、かつて世界に誇ることができるほど治安の良い社会であると考えられてきましたが、平成14年には刑法犯の認知件数が戦後最悪の約285万件までに増加し、犯罪の検挙率も急激に低下したまま極めて低い水準にとどまるなど、治安の悪化が大きな問題となりました。

そのような状況の中、政府は「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、「犯罪対策閣僚会議」を発足させ、平成15年12月、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（以下「旧計画」）を策定し、犯罪の生じにくい社会環境の整備、水際対策を始めとする各種犯罪対策、治安関係機関の体制強化など、総合的な対策を積極的に推進しました。その結果、同19年には刑法犯の認知件数が約191万件にまで減少し、犯罪の検挙率にも上昇がみられるなど一定の成果がみられました。しかしながら、刑法犯の認知件数が約140万件前後で推移していた戦後の安定期には依然として及ばず、また、社会の変化に伴う新たな不安要因も発生しています。中でも、通行人に対する無差別殺傷事件や、今や日常生活に欠かせない携帯電話やインターネット等の高度な通信技術を悪用して行われる犯罪等の増加により、国民の体感治安は依然として改善していません。そこで、政府は、治安関係機関による取締りだけでなく、犯罪が発生する原因及び社会的背景を踏まえて、犯罪を起こさせないためのより広範な政策を総合的かつ持続的に講じるため、同20年12月、犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（以下「新計画」）を決定しました。

法務省においては、新旧の計画に示された重点課題等を踏まえ、再犯防止（別掲）を始め、以下のような各種取組を行っています。

凶悪・重大犯罪の法定刑の引上げや公訴時効期間の延長等を内容とする刑法等の一部を改正する法律案を平成16年臨時国会に提出し、同法は同17年初めから施行されています。

国際組織犯罪防止条約補足人身取引議定書の締結に伴い、また、長期間にわたる監禁事案や悪質な幼児略取誘拐事案など近年における人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、刑法等の一部を改正する法律案

を平成17年通常国会に提出し、同法は同年7月から施行されています。

組織犯罪等から経済、社会を守るため、国際組織犯罪防止条約の締結に伴う法整備、強制執行妨害等に関する罰則整備、サイバー犯罪に的確に対処するとともに欧州評議会サイバー犯罪に関する条約を締結するための法整備等、所要の法整備に鋭意取り組んでいます。

外国人による凶悪犯罪の多発、国際的な犯罪の増加に有効に対処し、これらの犯罪を厳正に摘発するためには、外国に所在する証拠を収集する手続を効率化し、我が国の捜査機関と外国の捜査機関との連携を強化する必要があります。このような連携強化の一環として、我が国は、日米刑事共助条約（平成18年7月21日発効）、日韓刑事共助条約（平成19年1月26日発効）、日中刑事共助条約（平成20年11月23日発効）及び日香港刑事共助協定（平成21年9月24日発効）を締結し、これらの国及び地域との間では外交経路を介することなく、証拠の収集について我が国の法務省等と相手国の司法当局との間で直接に要請の授受を行うことができるようになり、手続の迅速化が図られています。また、現在、ロシア及びEU（欧州連合）との間でも、刑事共助条約（協定）の締結に向けた手続を進めているほか、それら以外の国との間でも連携強化を図っていくこととしています。

来日外国人犯罪や国際テロ事件の現状等にかんがみ、不正な目的で我が国に入国・在留しようとする外国人を水際で確実に防止し、また既に入国・在留している不法滞在者等を確実に排除することにより、我が国社会の安全を守ることも重要です。水際対策として平成19年11月20日から個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用した入国審査を実施しており、この新しい審査により、水際における不法残留者の新規発生が抑制される等相当の効果があがっています。

また、法務省では、前述の旧計画に基づき、平成16年から同20年の間不法滞在者5年半減計画に取り組んだ結果、計画開始当初には約22万人であった不法残留者を概ね半数の約11万人にまで減少させることができました。今後も引き続き不法滞在者等の削減に取り組むこととしています。

さらに、前述の新計画には、新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築が盛り込まれております。新たな在留管理制度は、法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握する制度であり、同制度を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が平成21年7月15日に公布され、この制度の構築に伴い、法務省が関係行政機関及び外国人の所属機関等から迅速かつ効率的に情報の提供を受けることができるようになります。

法務省では、これらの情報を分析・活用することで不

法滞在者や偽装滞在者の発見や特定が容易になると考えており、また、これらが判明した場合には、退去強制手続や在留資格の取消し等を積極的に実施することで、これまで以上に厳正かつ効果的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進していきたいと考えています。

今後、「不法滞在者等を生まない社会」の実現に向け、これらの施策に積極的に取り組んでいくこととしています。

刑事施設においては、これまで、過剰収容状態の解消のため、収容棟の増築等による収容能力の拡大を図ってきており、順次効果を上げつつあるものの、いまだ多くの施設で過剰ないし高率収容が継続しており、矯正処遇に多大な影響を及ぼしかねない状況にありますので、PFI手法を活用した刑務所の円滑な運営などによりその解消に努めつつ、高率収容の一因となっている外国人受刑者の母国への移送の道を開くため、中国、タイ等の諸外国との間における受刑者移送条約の早期締結に向けた作業を進めています。

更生保護においては、孤立した若者、無職者、高齢者等による犯罪が跡を絶たず、再犯防止に向けての努力が大変重要であり、ひとたび犯罪や非行をした人であっても地域社会で住居や仕事を確保できるよう、社

会内における指導、支援を更に強化するとともに、保護司を始めとした更生保護ボランティア等と保護観察官が連携し、孤立した若者等に対し社会の側から手を差し伸べ、社会の一員としての自覚を持って行動できるようその自立を支援しています。

公安調査庁においては、北朝鮮による拉致問題、核・ミサイル問題等に関し、鋭意、関連情報の収集・分析に努めていきます。また、国際テロに関しては、政府が一丸となって、「テロの未然防止に関する行動計画」を実施するなど、テロの未然防止に対する取組を強化していくことが必要であり、このような観点から、公安調査庁においては、国内外の関係機関との連携を深めつつ、調査の充実・強化をより一層図り、テロの未然防止に努めていきます。オウム真理教については、「Aleph」（主流派）と「ひかりの輪」（上祐派）に分かれて活動していますが、その危険性に基本的な変化がなく、引き続き、観察処分を厳正に実施し、両派の組織と活動の実態を明らかにするとともに、その結果を関係地方公共団体の求めに応じて提供し、また、住民との意見交換会を開催するなどして、公共の安全の確保と国民の不安解消に努めています。

（刑事局、矯正局、保護局、入国管理局、公安調査庁）

● 適正かつ円滑な出入国管理の実施

近年の急速な国際化の中で国境を越えた人の移動は益々活発化しており、その結果、平成20年の外国人入国者数は915万人、同年末の外国人登録者数は221万人となっています。

このような中、入国管理局では、観光立国の実現に向け、入国手続の簡素化・円滑化の推進を図っており、平成17年度からセカンダリ審査（二次的審査）を実施しています。また、平成19年6月に策定された、観光立国推進計画において、全空港での最長審査待ち時間を20分とすることが目標として盛り込まれており、審査待ち時間の短縮に努めているところです。

また、平成20年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（改定）」において、「外国人の入国後におけるチェック体制の強化」及び「外国人研修・技能実習制度の見直し」が盛り込まれ、法務省においても、同年3月に法務大臣の私的懇談会「出入国管理政策懇談会」より報告書「新たな在留管理制度に関する提言」が提出されたことを受け、第171回国会において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したもの等に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」といいます。）」が平成21年7月8日に可決・成立し、同年7月15日に公布されました。改正法に盛り込まれた新たな在留管理制度は、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報を基本的にひとつにまとめて、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとする

ものです。同じく改正法に盛り込まれている、新しい研修・技能実習制度では、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るためのさまざまな措置が講じられており、平成22年7月1日から施行されます。なお、改正法には、「留学生30万人計画（平成20年7月骨子策定）」の実現に向けた、留学生の安定的な在留のための在留資格「留学」と「就学」の一本化や入国者収容所等視察委員会の設置等も盛り込まれています。

このように、入国管理局においては、不法滞在者については厳格な審査や強力な摘発を行うことによりその削減に努める一方（「治安の回復」の項参照）、問題のない外国人に対しては可能な限り円滑な審査を行うこと等により適正な出入国管理を実現していきたいと考えています。

（入国管理局）





ことや、民事執行の手続をより合理的かつ迅速なものとするなどを目的とした民事訴訟法、民事執行法等の改正を行い、同17年4月から施行されました。

さらに、平成19年には、証人尋問及び当事者尋問において付添い、遮へい及びビデオリンクの措置を可能とする民事訴訟法の改正を行い、同20年4月から施行されました。

倒産法関係では、平成11年には「民事再生法」が、同12年には「民事再生法等の一部を改正する法律」と「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」が、同14年には「会社更生法」が、同16年には「破産法」がそれぞれ制定され、また、同17年に制定された「会社法」では特別清算の手続の見直しがされました。

国際私法関係では、法例中の国際私法規定を全面的に見直し、時代に即応し諸外国の新しい国際私法ルールと調和がとれた規定とすると同時に、名称を改めると共に表記を平仮名・口語体に改めることなどを内容とする「法の適用に関する通則法」が平成18年に成立し、同19年1月から施行されました。

国籍法関係では、日本人父から認知された20歳未満の子は、父母が婚姻していなくても届出によって日本国籍を取得できるようにするとともに、虚偽の届出については新たに罰則規定を設けることを内容とする国籍法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、同21年1月から施行されました。改正国籍法の周知と適正な運用に努めています。

戸籍法関係では、戸籍に記載された個人情報を守るため、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限するなどし、また、戸籍の記載の真实性を担保するため、届出の際の本人確認等を定めることなどを内容とする戸籍法の一部を改正する法律が平成19年に成立し、同20年5月から施行されました。引き続き、制度の適正な運用がされるよう啓発に努めています。

また、我が国の民事裁判権が外国等に及ぶ範囲を規律する「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」が平成21年に成立し、同22年4月から施行されました。

さらに、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して、日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めた民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案が平成22年通常国会に提出されています。

法務省は、今後も引き続きこれらの民事基本法制の整備に努めていきます。

(民事局)

民事基本法制の整備

近年における我が国の社会・経済情勢の変化、国民の意識の多様化などには著しいものがあります。法務省では、民事に関する基本法制を新しい時代の社会にふさわしいものとするため、数多くの立法課題に取り組んでいます。

例えば、民法関係では、区分所有建物の管理の適正化及びその建替えの実施の円滑化等を図る「建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」が平成14年に成立し、同15年6月から施行されました。また、同年には担保法制を現代社会に一層適合させ、また、権利実現の実効性をより一層高めるため、民法、民事執行法等の改正を行い、同16年4月から施行されました。

さらに、平成16年には、企業の資金調達の円滑化を図るための「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」と、個人保証の適正化等を図るための保証制度の見直しを行うとともに第1編から第3編までを平仮名・口語体の表記に改める「民法の一部を改正する法律」が成立し、同17年4月から施行されました。

不動産登記法関係では、登記の正確性を確保しつつ、国民の利便性の一層の向上を図るため、従来の不動産登記法を全面的に見直すことを内容とする「新不動産登記法」が平成16年に成立し、同17年3月から施行されています。さらに、同17年には、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図るための筆界特定制度の導入を目的とした「不動産登記法等の一部を改正する法律」が成立し、同18年1月から施行されました。

平成18年には、信託法制の現代化を図る「信託法」が成立し、同19年9月から施行されました。

また、平成19年には、事業者の資金調達の円滑化等を図るため、金銭債権の取引の安全や流動性を確保する新たな制度として電子記録債権制度を創設することを内容とする「電子記録債権法」が成立し、同20年12月から施行されました。

商法関係では、最近の社会経済情勢の変化への対応等の観点から、会社に係る各種の制度の在り方について、体系的かつ抜本的な見直しを行うとともに、商法第2編、有限会社法等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成することを目的とする「会社法」が平成17年に成立し、同18年5月から施行されました。

また、平成20年には、保険契約に関する商法の規定を全面的に見直し、新たに「保険法」が成立し、同22年4月から施行されました。

民事訴訟法関係では、司法制度改革の一環として、民事裁判の充実・迅速化を図るための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」及び離婚訴訟等の人事訴訟の家庭裁判所への移管等を目的とする「人事訴訟法」が平成15年に成立し、同16年4月から施行されました。

また、平成16年には、民事訴訟手続等における申立てをインターネットを用いて行うことを可能とする

行刑改革

刑務所、拘置所等の刑事施設においては、平成10年以降急激な増加が継続していたところ、平成18年11月をピークとして、緩やかな減少傾向に転じ、収容人員の拡大もあって、全体としての収容人員は、収容定員を下回っているものの、依然として受刑者等の既決被収容者については高率収容の状態が継続しており、受刑者等の処遇環境及び職員の執務環境は厳しい状況が続いています。

そこで、法務省では、施設整備、人的体制の強化、事務の合理化・機械化等に加え、諸外国の例を参考としながら、官民協働の施設運営を円滑に行う効果的・効率的な民間委託の導入等の方策をも推進し、改善に努めているところです。

また、行刑運営について抜本的な見直しを図るべく、平成15年12月、民間有識者からなる「行刑改革会議」から行刑運営に関する提言がなされました。この提言は、①受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生・社会復帰を図るための改革、②刑務官の過重な負担を軽減し健全な執務環境を確保するための改革、③行刑を国民に開かれた存在にするための改革、の三つの柱から成り立つものです。

法務省では、この行刑改革会議からの提言を最大限尊重し、「国民に理解され、支えられる刑務所」をつく

ることを目指して行刑改革に取り組んでいるところですが、この提言を受け、直ちに実施できる方策として、受刑者の改善を図るための科学的教育プログラムの策定、処遇関連情報の定期的な公表、矯正職員の人権意識向上に必要な人権教育の推進など、運用上の改善策を進めてきました。

また、行刑改革の中心となるのは、明治41年に制定され、その内容・形式ともに時代に適合しなくなっていた監獄法の改正ですが、平成17年通常国会において受刑者の処遇を中心とする「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が成立し（平成18年5月24日施行）、引き続き、平成18年通常国会において未決拘禁者の処遇等を内容とする「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました（平成19年6月1日施行）。この法律の施行をもって、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の題名は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改められ、約100年ぶりに監獄法の全面改正が完了しました。

現在は、この法律に基づく運用状況についての確認・検討等を行い、必要に応じて所要の措置を講じるなどにより、国民が安心して暮らせる安全な社会の実現に寄与すべく、不断の努力を重ねているところです。

(矯正局)

人権擁護施策の推進

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本です。しかし、今日においても、残念ながら差別や虐待、いじめなどの人権侵害が数多く発生しています。また、高度情報化社会の進展などの急速な社会の変化に伴い、インターネットを悪用したプライバシー侵害等も増加傾向にあります。

法務省では、これらの人権侵害に対処するため、人権擁護施策の充実強化に努めています。具体的には、差別や虐待などの人権侵害の疑いのある事案について、被害者からの申出等を受けた場合には、人権侵犯事件として所要の調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることによりその救済を図っています。また、人権擁護委員や法務局の職員が各種の相談を受け、それぞれの事案に応じた助言などを行う人権相談につ

いても、「子どもの人権110番」(フリーダイヤル)や「女性の人権ホットライン」(ナビダイヤル)といった専用相談電話を全国の法務局・地方法務局に設置しているほか、インターネットを利用した人権相談受付窓口を法務省ホームページ上に開設したり、「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童・生徒に配布するなど、相談体制の強化を図っています。

さらに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、毎年、12月4日から同月10日までを「人権週間」と定め、同週間を中心に年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、各種イベントにおける啓発活動を行っています。

また、新たな人権救済制度の創設を目的とする法案について、検討を進めています。

(人権擁護局)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

法務省庁舎の歩み

－赤れんが棟の復原改修－



法務省全景

現在、法務省のある中央合同庁舎6号館A棟は、地上21階地下4階からなる我が国の行政官庁では最大規模の建物です。建物内は、機能的に北側の「法務ゾーン」と南側の「検察ゾーン」に二分されており、玄関ホールには平山郁夫氏の原画の大型美術陶板画が飾られています。また、外壁には、赤れんが棟の色と調和する風格のある赤みを帯びたカナダ産御影石が使用されています。

この建物は、平成2年6月30日に新庁舎として完成しましたが、その際、法務省旧本館（現在の中央合同庁舎6号館赤れんが棟）の保存改修が検討されたところ、「明治の官庁集中計画の唯一の生き残った歴史的建築物として、霞が関地区の景観に欠かすことのできない建築」として位置付けられ、保存・活用されることとなり、外観については、創建当時の姿に復原されることとなりました。

明治の官庁集中計画は、当時の諸事情により数回にわたり変更が加えられましたが、その起源ともい

うべきものは、ドイツ人建築家ベックマンによって我が国にもたらされました。これを記念して、ベックマンの官庁集中計画案が中央合同庁舎6号館A棟と赤れんが棟との間にあるサンクン広場の石張の床に描き出されました。

現在の赤れんが棟は、法務総合研究所、法務図書館、法務史料展示室などとして活用されています。

保存改修工事が行われた赤れんが棟は、前記ベックマンとドイツ人建築家エンデ両氏の設計にかかるもので、7年余りの歳月を費やして明治28年12月、司法省として竣工されたものです。その後、昭和20年3月、戦災のためれんが壁を残し屋根、床などを焼失したため、同23年から同25年にかけて復旧工事を行い、屋根などの形状や材質が一部変更されていましたが、今回の改修工事では明治28年の創建当時の姿に復原され、平成6年12月27日には重要文化財に指定（外観のみ）されました。



昭和50年ごろの法務省（復原改修前）



サンクン広場

－ 法務省・検察庁 －

中央合同庁舎6号館A棟

法務ゾーン 検察ゾーン

赤れんが棟

法務史料展示室・メッセージギャラリー

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、明治の雰囲気や今に伝える法務省赤れんが棟の中の復原室（旧司法大臣官舎大食堂）とそれに続くれんが壁の残る部屋などからなり、ここには「司法の近代化」と「建築の近代化」に関する史料、新たな司法制度に関する広報・啓発に関する資料を展示しています。

「司法の近代化」については、我が国が明治の初めから近代国家への脱皮を急務とする中で、最も急がれた司法の組織に関する立法や刑事法など明治前期の基本法典の編さん事業における司法省の活動と、いわゆるお雇い外国人の貢献に関する史料を紹介し、併せて、明治の著名な事件史料、法務行政の歴史資料などを展示しています。

「建築の近代化」については、明治政府によって策定された官庁集中計画の一環として建てられた建物のうち残存する唯一のものであり、我が国の建築の近代化を象徴する文化遺産となっている赤れんが棟の創設に関する史料、赤れんが棟に使われた建築技術の史料、赤れんが棟の改修・復原事業に関する史料などを展示しています。

また、メッセージギャラリーでは、国民の皆様が司法制度、法務行政等への理解を深めていただくため、重要な広報テーマについての展示を行っており、現在、新たな司法制度に関するものとして、裁判員制度や日本司法支援センター（法テラス）に関する資料などを展示しています。



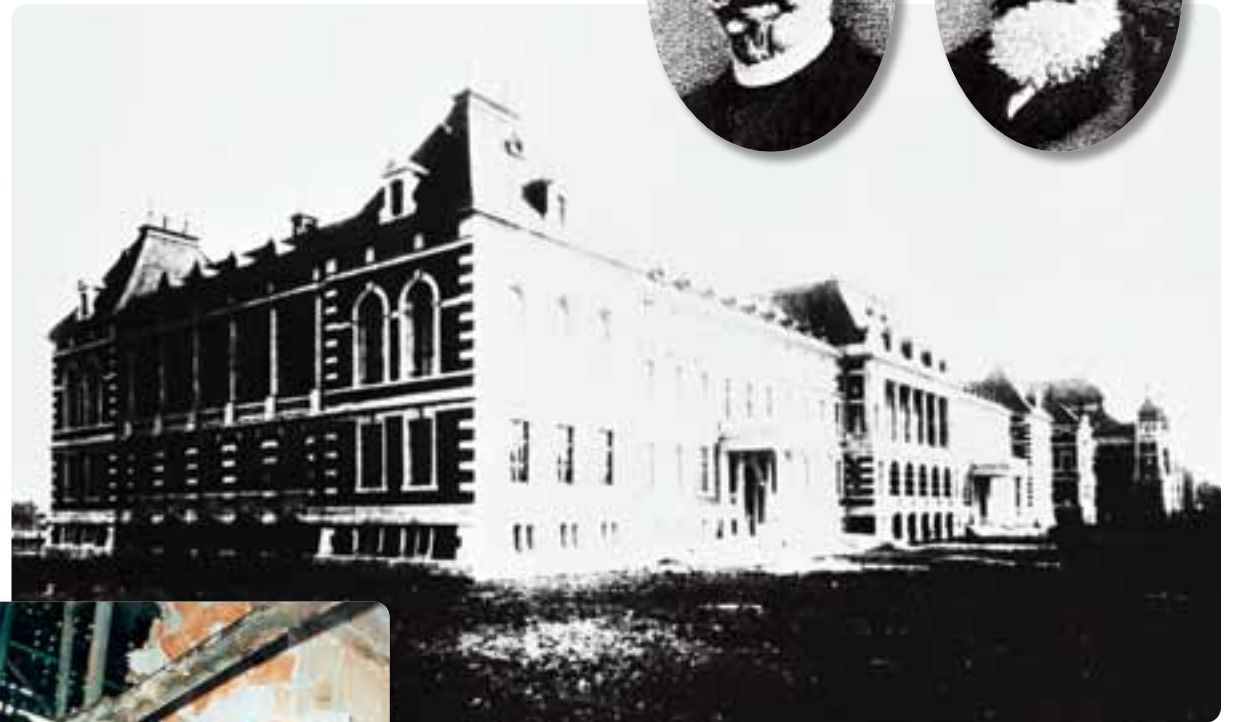
旧司法大臣官舎大食堂



フランス人法律家ポアソナードと旧日本刑法草案



左 ベックマン
右 エンデ
41ページ参照



赤れんがの誕生と建築技術



所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省赤れんが棟
交通のご案内	●東京メトロ 有楽町線「桜田門」駅下車1分 丸ノ内線・日比谷線「霞ヶ関」駅下車3分 千代田線「霞ヶ関」駅下車5分 ●都営三田線「日比谷」駅下車6分 ●JR「有楽町」駅下車10分
公開日	月曜日から金曜日まで (土曜日、日曜日、祝日等はお休み／入場無料)
公開時間	午前10時から午後6時まで (入室は午後5時30分まで)
予約のご案内	10人以上の団体で見学を希望されるときは、 電話・インターネット等で予約をしてください。 予約は3か月前から受け付けています。

●法務史料展示室
直通電話番号：03-3592-7911
Eメール：renga1@moj.go.jp

資格試験・採用試験について

資格試験

司法試験

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識とその応用能力の有無を判定する国家試験であり、平成18年から、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われる新しい司法試験（新司法試験）に生まれ変わりました。

新司法試験は、法科大学院の修了者と平成23年から実施される司法試験予備試験の合格者が受験することができますが、それぞれの受験資格を得た日後の最初の4月1日から5年の期間内に3回の範囲内で受験することができるなど、受験期間及び受験回数等に制限があります。

試験は短答式と論文式による筆記の方法によって行われ、受験者全員が同時期に両方の試験を受験することとなります。口述試験は行われません。

合格後は最高裁判所の司法研修所における修習の後、裁判官、検察官、弁護士として法曹の各分野で活躍することとなります（修習についての詳細は、最高裁判所人事局任用課にお問い合わせください。）。

なお、従来の司法試験（旧司法試験）も平成23年まで（同年は前年の論文式試験合格者に対する口述試験のみ）併行して実施されます。

◆問い合わせ先：司法試験委員会

住所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 電話 03-3580-4111（代表）

新司法試験の結果

年度	区分	受験者数	合格者数	合格者 平均年齢	対受験者 合格率
平成18年		2,091	1,009(228)	28.87	48.25%
平成19年		4,607	1,851(517)	29.20	40.18%
平成20年		6,261	2,065(564)	28.98	32.98%
平成21年		7,392	2,043(540)	28.84	27.64%

（ ）内は、女性合格者を示す内数である。

（旧）司法試験第二次試験出願者数・合格者数の推移

年度	区分	出願者数	短答式試験 合格者数	論文式試験 合格者数	最終 合格者数	最終合格者 平均年齢	対出願者 合格率
平成12年		36,203	6,125	1,026	994(270)	26.55	2.75%
平成13年		38,930	6,764	1,024	990(223)	27.42	2.54%
平成14年		45,622	6,457	1,244	1,183(277)	27.57	2.59%
平成15年		50,166	6,986	1,201	1,170(275)	28.15	2.33%
平成16年		49,991	7,438	1,536	1,483(364)	28.95	2.97%
平成17年		45,885	7,637	1,454	1,464(350)	29.03	3.19%
平成18年		35,782	3,820	542	549(118)	29.33	1.53%
平成19年		28,016	2,219	250	248(57)	29.92	0.89%
平成20年		21,994	1,605	141	144(39)	29.75	0.65%
平成21年		18,611	1,599	101	92(16)	29.48	0.49%

注）出願者数及び最終合格者数は、筆記試験免除者数、行政科合格者数を含む。
（ ）内は、女性合格者を示す内数である。

司法書士試験、土地家屋調査士試験

司法書士は、登記・供託などの手続について代理を行うなどの業務を行うほか、法務大臣の認定を受けることにより、簡易裁判所における訴訟代理業務等を行うことができます。また、土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記について必要な土地・建物に関する調査、測量、申請手続などの業務を行います。

司法書士試験・土地家屋調査士試験は、それぞれ、司法書士・土地家屋調査士になろうとする者に必要な能力の有無を判定する国家試験で、法務大臣が行います。いずれも、筆記試験と口述試験に分かれており、筆記試験に合格したら口述試験に進み、口述試験に合格すると最終合格ということになります。最終合格者は、登録手続、入会手続を行って、直ちに業務を行うことができます。

司法書士試験の結果

	司法書士試験出願者数	合格者数
平成12年度	22,715	605
平成13年度	23,190	623
平成14年度	25,416	701
平成15年度	28,454	790
平成16年度	29,958	865
平成17年度	31,061	883
平成18年度	31,878	914
平成19年度	32,469	919
平成20年度	33,007	931
平成21年度	32,558	921

土地家屋調査士試験の結果

	土地家屋調査士試験出願者数	合格者数
平成12年度	10,665	604
平成13年度	9,719	618
平成14年度	9,641	610
平成15年度	9,354	591
平成16年度	8,875	566
平成17年度	8,307	527
平成18年度	7,932	520
平成19年度	7,540	503
平成20年度	7,270	488
平成21年度	7,234	486

採用試験

法務省では、国家公務員Ⅰ種試験、同Ⅱ種試験、同Ⅲ種試験、法務教官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験の合格者の中から職員を採用しています。

Ⅰ種試験 | （行政、法律、経済、人間科学Ⅰ（心理系）、人間科学Ⅱ（教育・福祉・社会系）、理工Ⅰ区分）

行政・法律・経済・理工Ⅰ区分からの採用者は、主に本省各局部課に配属され、施策の企画及び立案等に携わります。

人間科学Ⅰ及びⅡ区分からの採用者は、主に地方機関に配属され、その専門知識を生かして業務を遂行します。

◆問い合わせ先：法務省大臣官房人事課企画第三係

Ⅱ種・Ⅲ種試験 | （行政、建築、電気、機械区分）

大臣官房施設課採用（建築、電気、機械）を除き、主に行政区分の合格者から、原則として本省以外の各地方機関に採用されます。

◆問い合わせ先：（建築、電気、機械）大臣官房施設課庶務係 （行政区分）採用を予定している各地方機関

法務教官採用試験

法務教官は、原則として少年院又は少年鑑別所に勤務します。

少年院では、主として家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容し、少年の円滑な社会復帰を図るため、個々の少年の問題性に着目し、集団活動、面接、相談助言、講話等を通じて健全なものの見方、考え方及び行動の仕方を指導する生活指導、余暇を健全・有効に活用する習慣を体得させるレクリエーションの指導その他の矯正教育を行っています。

少年鑑別所では、主として家庭裁判所の観護措置決定によって送致された少年の身柄を保護し、安んじて審判が受けられるよう心身の安定を図るとともに、少年の問題性、改善可能性等を探り、その資質の鑑別に役立てるために、面接、相談助言その他の業務を行っています。

◆問い合わせ先：各矯正管区職員課

刑務官採用試験

刑務官は、原則として刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務します。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者への指導を通じて、その改善更生及び円滑な社会復帰を実現するよう、様々な処遇を行っています。

拘置所では、主として勾留中の被疑者、被告人を収容し、これらの者が逃走したり、証拠をいん滅したりすることを防止するとともに、公平な裁判を受けられるように配慮しています。

◆問い合わせ先：各矯正管区職員課

入国警備官採用試験

入国警備官は、地方入国管理局・同支局・同出張所又は入国者収容所入国管理センターに配置され、不法入国者、不法残留者などの摘発や違反事件の調査、被収容者の処遇、送還などに関する業務に従事します。

◆問い合わせ先：各地方入国管理局総務課 （東京入国管理局は職員課） 各入国者収容所入国管理センター



法務省の主な月間及び週間行事

憲法週間

5月1日～7日

5月3日の憲法記念日を中心に1日から7日までの1週間を「憲法週間」として、憲法の精神や司法機能などの普及徹底を図るための行事を全国各地で行っています。

【法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会共催】

社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

強調月間7月

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。法務省の主唱により昭和26年に始められ、平成22年で60回を数えます。毎年7月の強調月間を中心として、全国の小中学生の参加を得た作文コンテスト、シンポジウム、住民集会、ビデオフォーラム、親子で参加できるワークショップの実施など、地域に根ざした活動が展開されています。



第59回“社会を明るくする運動”ポスター

第59回“社会を明るくする運動”
作文コンテスト入賞作文集

第59回“社会を明るくする運動”作文コンテスト 法務大臣賞表彰式



強調月間にあわせて協力雇用主の畑で就労体験を行う(函館)

法の日週間

10月1日～7日

10月1日の「法の日」から7日までを「法の日」週間として、法を尊重し、法によって国民の基本的人権を擁護し、社会秩序を確立する精神の高揚を図るため、講演会、無料法律相談などの行事を全国各地で行っています。

【法務省, 最高裁判所, 日本弁護士連合会共催】

人権週間

12月4日～10日

1948年12月10日に国際連合総会で世界人権宣言が採択されたのを記念して、12月10日が「人権デー」と定められています。この日を最終日とする12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、世界人権宣言の周知徹底と人権意識の普及高揚を図るため、シンポジウムや講演会などの各種イベント、全国中学生人権作文コンテストなどの行事を全国各地で行っています。

【法務省, 全国人権擁護委員連合会共催】



ポスター「人権週間」

公証週間

10月1日～7日

10月1日から7日までの1週間を「公証週間」として、公証制度の普及を図るため、新聞やテレビなどのマス・メディアによる広報、ポスターの掲示やリーフレットの配布、講演会・相談会の開催など、幅広い広報活動を全国各地で行っています。

【日本公証人連合会主催 法務省後援】

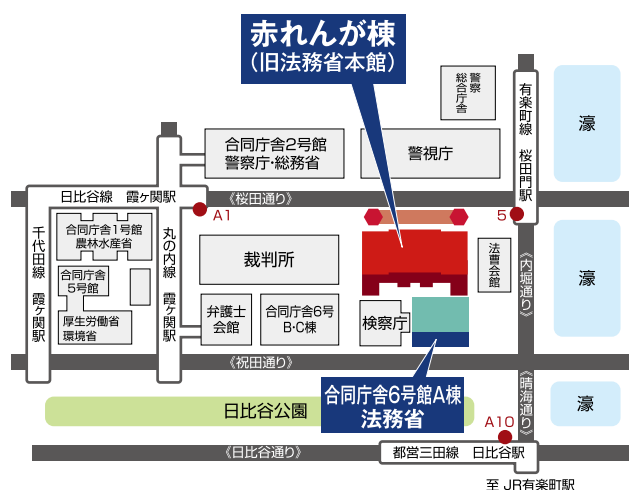


法務省 (平成22年版)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話 03-3580-4111 (代) ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

編集 法務省大臣官房秘書課広報室



●交通

JR	山手線・京浜東北線	有楽町駅	下車10分
地下鉄	有楽町線	桜田門駅	下車1分
	丸の内線・日比谷線	霞ヶ関駅	下車3分
	千代田線	霞ヶ関駅	下車5分
	三田線	日比谷駅	下車6分